

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

経 済 常 任 委 員 会 会 議 録			
日 時	平成 30 年 3 月 12 日 (月)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 5 時 12 分
場 所	消 防 講 堂		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	林下委員長、中村（吉宏）副委員長、秋元・面野・ 小貫・前田各委員		
説明員	産業港湾部長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、秋元委員、面野委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申し出がありますので、これを許します。

○委員長

「日本遺産認定に向けた進捗状況について」

○（産業港湾）中崎主幹

それでは、日本遺産認定に向けた取り組みにつきまして、今年の第 3 回定例会で報告させていただいた以降の取り組みなど、進捗状況を報告いたします。

まず、10月5日、担当主査が北前船日本遺産推進協議会事務局による石狩市への現地調査に同行し、同市の構成文化財を視察いたしました。

同月11日、担当が小樽青年会議所10月第一例会に参加し、北運河ルネサンス等の取り組みに基づく、同会議所からの日本遺産に関する提言を伺いました。

同月24日、担当が北前船等をテーマに開催された「まちづくりセミナー in 朝里」に参加いたしました。

11月4日、次長及び担当が空知総合振興局主催で赤平市において開催された炭鉄港セミナーに参加し、空知管内の自治体関係者等との交流を図りました。

同月8日、担当主幹が北前船日本遺産推進協議会の追加申請検討部会及び認定地域活性化部会の合同会議に北海道・東北エリア代表として出席し、申請に向けた準備やスケジュール、地域活性化計画などについての協議を行いました。

同月24日、担当主幹が鳥取市で開催された北前船寄港地フォーラムと、それに先立って開催された同協議会追加申請検討部会全体会議に出席し、追加申請を目指す27自治体の確定及び認定となった場合、既に認定された11自治体の取り組みに追いつくための事業などについての協議を行いました。

12月5日、担当主幹が小樽商科大学で行われた「ゆめポートライブ「物語」で読み解く小樽の歴史的建造物」に参加しました。

同月8日、担当主査が江差町で開催された、「江差町『日本遺産』認定記念シンポジウム」及び「日本遺産認定に向けた意見交換会」に出席し、既に認定された自治体等との交流を図りました。

同月18日、担当主幹が北前船日本遺産推進協議会追加申請検討部会及び認定地域活性化部会の合同会議に北海道・東北エリア代表として出席し、27自治体を追加する申請に当たってのストーリー及び構成文化財の確認、既に認定された11自治体の2年目における事業計画案などについて協議しました。

本年1月9日、担当主幹が同協議会追加申請検討部会に出席し、申請書類の最終案の協議を行いました。

同月24日、北前船にかかる日本遺産、「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」への認定内容変更申請書が山形県酒田市から山形県教育委員会へ提出されました。

同月30日、次長及び担当主幹が空知総合振興局主催の「産業遺産「炭鉄港」に係る情報交換会」に出席し、これまでの検討状況及び今後のスケジュール等について協議しました。

2月7日、担当主幹が「北前船寄港地フォーラム2018新春の会函館会」に参加し、北前船交流拡大機構関係者及び道内で既に認定された自治体等との交流を図りました。

同月21日、担当主査が地域型及びシリアル型の両方で認定を受けた兵庫県篠山市を視察し、地域活性化のための取り組み状況等について御教授いただきました。

今後、北前船の日本遺産に認定された場合の事業実施に向けた準備を進めるとともに、平成31年度での地域型の日本遺産認定を目指す取り組み及びシリアル型の炭鉄港での認定を目指す取り組みに向け、教育委員会と連携しながら進めてまいります。

○委員長

「新北海鋼業株式会社跡地について」

「地域未来投資促進法に基づく小樽市基本計画の概要について」

○（産業港湾）富樫主幹

新北海鋼業株式会社跡地につきましてでございます。

銭函工業団地内で操業しておりました新北海鋼業株式会社につきましては、平成28年2月に清算結了をし、その後、親会社に当たる大阪製鐵株式会社のグループ会社である大阪物産株式会社が資産管理をしておりました。

同社の事業清算の経緯等につきましては、適宜経済常任委員会にて報告させていただいたところでございますが、このたび、未利用となっておりました山側敷地約4万平方メートルについて売買が成立したことをもって、一つの節目を迎えましたので委員の皆様へ報告をいたします。

資料1をごらんください。

最初に「1 新北海鋼業(株)の事業清算の経緯等」についてであります。これは平成28年第1回定例会の経済常任委員会報告の再掲でございますので、説明は省略させていただきます。

次に「2 跡地（山側敷地）の利用が進まなかった要因」についてであります。①、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定されていること、②、敷地面積が非常に大きいことなどの要因により、当該跡地について売却の意向があったにもかかわらず、なかなか利用に至らなかったものであります。最後に「3 取得企業の概要と交渉経緯」についてであります。当該跡地の利用については2で説明した要因を考慮の上、資材、車両置き場、太陽光発電などの用途を想定し、所有者である大阪物産株式会社とも定期的に情報交換を行いつつ、これまで複数の企業に情報提供をしてまいりました。

今回当該敷地の山側を取得した日進製作所株式会社は主に橋梁、水門、天井クレーンを製造する中堅メーカーで、本社は札幌市手稲区にございますものの、銭函工業団地内に工場を有する立地企業であります。

昨年8月下旬に同社社長から銭函周辺で早急に土地を確保したい旨、相談があり、ヒアリングを重ねるうちに当該跡地が同社の提示する条件の幾つかに合致させることができると判断し、まず土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定されていることをお知らせした上で情報提供を行ったところであります。

同社社長が本市に対し、所有者との橋渡しを希望したため、本市が交渉の場をセッティングし、その場で売却の方向で本格的な協議を続けることが確認されたところです。

契約条件の整理に数カ月を要したものの、本年2月23日に無事売買契約が成立し、即日引き渡しがされたとのことであります。

今回の売買契約に関しましては、当該跡地を売却し、効率化を図りたい大阪物産株式会社と事業拡大のため正規品置き場を確保したい日進製作所株式会社側との思惑が一致し、双方にとってウィン・ウィンの取引になったものであり、特に立地企業の事業拡大の後押しにつながった点については、企業立地の観点からも効果があったものと考えております。

また、本市が交渉の橋渡しを行ったことにより、次年度以降の雪堆積場の賃貸借契約についても継続の方向でスムーズに交渉を進めることができたと感じております。

続きまして、地域未来投資促進法に基づく小樽市基本計画の概要について説明申し上げます。

昨年7月末に、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（通称企業立地促進法）を改正する形で、新たに地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（通称地域

未来投資促進法) が施行されたことに伴い、観光や航空機部品など地域の特性を生かした成長性の高い新たな分野に挑戦するという取り組みにより、地域経済における稼ぐ力の好循環を実現するよう政策資源を集中投入する姿勢が示されたところであります。これに伴い、これまで企業立地促進法に基づく支援措置であった自治体向け地方税の減免にかかる減収補填措置や、事業者向け株式会社日本政策金融公庫による低利融資制度、中小企業信用保険法の特例などの支援措置等については、地域未来投資促進法に基づく支援措置に移行することになります。

参考資料として添付しておりますが、本市としましてはこれまで企業立地促進法に基づく基本計画として、食料品関連産業、物流関連産業、エネルギー関連産業、リサイクル関連産業などを集積業種とした札幌臨海小樽・石狩地域の基本計画。自動車関連産業、機械金属関連産業、医薬品・バイオ関連産業、情報関連産業などを集積業種とした道央中核地域基本計画。二つの広域計画に参画していたところです。どちらも計画期間中ではございますが、今後地域未来投資促進法に基づく国の支援措置を受けるためには、新たに本市が基本計画を策定する必要が生じていたところでございます。

地域未来投資促進法につきましては、新たにサービス業などを製品製造業に対象を拡大する一方で、地域の特性を生かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取り組みについては、市内で対応できる企業が借り上げられるため、実質的に対象が縮小するおそれがあると懸念しているところでありますが、市内の事業者が国の支援を受ける道を閉ざしてはならないと考え、近隣自治体の動向などを情報収集していたところであります。

このような中、本年度中に同法の支援措置の活用を予定している事業者が市内に 2 社おり、速やかに事業基本計画の承認を受ける必要が生じたことから、昨年末から国や道を初め、関係機関や市内事業者と本格的に協議を行ってきたところであります。

資料 2 をごらんください。

本市におきましては、地域特性を考慮した上で「①小樽市の小樽運河・石造倉庫群等の観光資源を活用した観光関連分野」「②小樽市の金属製品製造業・プラスチック製品製造業等の集積を活用したものづくり関連分野」「③小樽市の札幌自動車道・小樽港・石狩湾新港等の交通インフラを活用した物流関連分野」「④小樽市の食料品製造業の集積を活用した食料品製造関連分野」「⑤小樽市の風力等のエネルギー資源を活用した環境・エネルギー分野」、以上 5 分野を承認要件としたところであります。

五つの分野については、企業立地促進法に基づく基本計画における集積業種をおおむね網羅しているところであり、国の指導もあって新たに観光関連分野を追加したものであります。

なお、国の支援措置の活用を予定している事業者はそれぞれ観光関連分野 1 社、食料品製造関連分野 1 社であり、これらにつきましては事業者から直接事業内容を聞き取りしながら記載内容の調整を行っております。

地域経済牽引事業計画につきましては、取り組みそのものの成長性や新規性は問われますが、成長性や新規性が若干乏しくとも、複数の分野にまたがる事業については加算要素を引き出しやすいと言われております。

したがって、国の指導も踏まえながら、その他の分野については将来的に未来投資が起り得る可能性も考慮しつつ、網羅性の高い基本計画とすることで事業者が地域経済牽引事業計画を作成する際に必要なキーワードを網羅した形にしております。

今回の基本計画の提出は、市内事業者が国の支援を受けるための環境整備と減収補填の確保が目的でありますので、現時点で本市企業立地促進条例の課税免除の対象者や、その内容、要件等の改正までは考えておりません。

なお、基本計画の分野の追加や、記載内容の修正など、基本計画の変更につきましては今後、事業者から具体的な相談を受けながら随時対応してまいりたいと考えております。

○委員長

「地域雇用開発促進法に基づく小樽市地域雇用創造計画について」

○（産業港湾）商業労政課長

本市では地域雇用開発促進法に基づきまして、小樽市地域雇用創造計画を策定し、現在厚生労働大臣に協議をしているところであります。

この計画は、地域の就職促進や雇用開発のための措置を講じて、地域の雇用安定に資することを目的としておりますが、内容につきましては概要版を用意しておりますので、資料に沿って説明をさせていただきます。

資料3-3をごらんいただければと思います。

一つ目の地域雇用創造計画の名称、二つ目の地域の名称、三つ目の自発雇用創造地域の区域は記載のとおりとなっております。4の地域雇用創造協議会構成員でございますが、この事業を進めるための組織といたしまして、本年1月に協議会を立ち上げておりますが、構成員は小樽市のほか、北海道、経済団体からは小樽商工会議所、小樽物産協会、小樽観光協会、北海道中小企業家同友会しりべし小樽支部、外部有識者として、小樽商科大学が参画しております。

次に5の地域課題・事業の概要についてであります。人口減少やそれに伴う経済規模縮小への対策が本市の課題でありまして、そのため強みである観光を軸に交流人口の増加や域外販路の拡大により、稼げる地域経済体質への転換を図り、良質で安定的な雇用を創出したいと、そのように考えております。そのため、6に記載してありますとおり、地域の重点分野といたしまして観光産業分野と食関連産業分野を設定してありまして、7に記載の四つのメニューにつきまして取り組むこととしております。

簡単にメニューを説明いたします。

初めにローマ数字のIにつきまして、事業主や創業希望者を対象とする雇用拡大メニュー。次に2ページ目になりますけれども、ローマ数字のIIになります。地元で働くことを希望する方を対象とした人材育成メニュー。ローマ数字のIII、こちらは求職者と企業をマッチングする就職促進メニュー。最後にローマ数字のIV、これは雇用創出実践メニューとなりますが、着地型の観光商品、または食に関する商品開発、販路の拡大、こういったことに取り組む予定であります。

また、協議会では8に記載のとおり雇用創出実践メニューを実施するため、3名の実践支援員を雇用する予定であります。そのほかに2名の職員を採用し、トータルで5名の職員を雇用する予定となっております。

この取り組みによる事業効果といたしまして、9に記載のとおり、3年間でアウトカム指標である146名の雇用創出を図りたいと、そのように考えております。

最後に、この計画に基づく事業を実施するため、国の支援措置である厚生労働省の実践型地域雇用創造事業を活用することになりますが、先月14日に厚生労働省で開催されました企画書評価委員会におきまして、事業内容を説明してきたところでございます。

事業採択につきましては、3月に正式通知される予定であります。採択された場合には、協議会は国から事業を受託しまして、平成30年度から平成32年度までの3年間取り組むこととなります。3年間の総事業費は10に記載のとおり、約2億円を予定してありまして、全額国の委託料となります。

○委員長

「小樽市中小企業振興基本条例素案について」

「生産性向上特別措置法案について」

○（産業港湾）産業振興課長

まず、「(仮称)小樽市中小企業振興基本条例」素案について、資料4に基づきまして報告いたします。

初めに「1 制定に向けたこれまでの経過など」についてでございますが、上から順に(1)、平成28年3月に北海道中小企業家同友会しりべし小樽支部、小樽商工会議所の連名により、本条例制定に向けた要望書の提出があり、(2)、平成28年12月には要望書をいただいた両者とともに、制定準備会を設置し、資料に記載の点などにつきまして

て検討を行ってまいりました、(3)、平成29年 8 月には制定準備会での検討結果を受け、18名の委員から成る検討委員会を設置し、(4)の表にありますとおり、本年 1 月に開催した第 5 回まで条文のたたき台をお示ししながら委員の皆様から意見をいただいております。

今後につきましては、2 回の検討委員会とパブリックコメントを経て、本年第 2 回定例会へ条例案を提出し、条例施行後は(5)にありますとおり、小樽市中小企業振興会議を設置し、中小企業振興施策の検討を行うという予定にしております。

1 枚おめくりをいただきまして、2 ページからは委員の皆様からいただきました御意見、また条文たたき台への反映についての経過考え方や、御意見を踏まえた条文の修正状況を22ページまでにまとめてございます。

ボリュームがありますので主な御意見を紹介いたしますと、前文の部分では「中小企業者を応援する感じが伝わらない。」「今後小樽が発展していくための新しい方向性として、この条例をつくって前に進むのだというような表現が良い」などの意見がありました。

そのほか、各条文においては新たな経済価値を創出、地域の潜在力を生かす、中小企業の多様性などの表現の追加や、事業承継について、金融機関の役割の重要性、小規模企業者に対する観点など多くの御意見をいただいたところでございます。

こういった御意見を踏まえまして、条文たたき台を修正し、作成した素案の概要を23ページにお示ししてございます。

条例の構成といたしましては、本市の地域特性などを表現しながら中小企業の重要性と条例の必要性をうたう前文に続き、条例制定の目的、中小企業振興に係る各主体の協働や、中小企業の多様性の尊重、地域の潜在力を生かすなどの基本理念を規定してございます。

関係する各主体の役割としましては、市の責務、中小企業者等の努力、市民の理解と協力のほか、経済団体、金融機関、大学等、大企業の役割を規定してございますが、大学等につきましては、小樽商科大学と北海道職業能力開発大学校を有する地域性から規定したものであり、金融機関の役割は検討委員会での意見を踏まえ追加したものでございます。

施策の基本方針としましては、連携の促進を初め、8 点の方針を規定しているところでございます。

ほか、市が努めるものとして、財政上の措置、市からの受注機会の増大を規定するほか、検討委員会での御意見を踏まえ、小規模企業者への配慮を条文として追加したものでございます。

終わりには、中小企業振興施策などの調査審議を行う附属機関として、中小企業振興会議の設置について規定してございます。

それぞれの条文につきましては、素案として24ページから27ページにまとめてございますけれども、3月28日から4月26日までを予定するパブリックコメントにつきましては、この素案及び23ページの概要をもとに、また、3月14日に開催する検討委員会の結果を踏まえ意見を募集してまいりたいというふうに考えてございます。

条例に関しては以上でございます。

続きまして生産性向上特別措置法案について資料 5 に基づき報告いたします。

この生産性向上特別措置法案は、今後 3 年間で集中投資期間と位置づけ、中小企業の実現のため、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援するものでございます。

認定を受けた中小企業の設備投資については、臨時・異例の措置として、地方税法において償却資産にかかる固定資産税の特例を講じるとされ、市町村の判断により新規取得設備の固定資産税が最大 3 年間ゼロになりますというアナウンスのもと、課税標準を市町村の条例で定めるゼロから 2 分の 1 の割合を乗じて得た額とすること。普通交付税の算定上、基準財政収入額の減少額については市町村の条例で定める割合を用いることとされてございます。

法案は本年 6 月以降施行予定であります。国の導入促進指針の策定、市町村の導入促進基本計画、中小企業の

先端設備等導入計画の策定が支援活用の枠組みとなっております。

なお、固定資産税の特例を利用できるのは、資本金1億円以下の中小企業とさせていただきます。

資料の「1 ポイント」としましては、一つ目、国の同意を受けた市町村導入促進基本計画の地域にある中小企業が対象。二つ目、年率3%以上の労働生産性向上を見込む先端設備等導入計画の認定を受けた設備投資が対象。三つ目、固定資産税の特例率をゼロと措置した地域で、本措置対象の事業者は各種補助金において優先採択がなされるという点でございます。

それから、資料の「2 対象設備」としましては、商品の生産販売、または役務の提供の用に供する設備であって、生産性向上に資する指標が旧モデル比で、年平均1%以上向上する資料に記載の設備でございます。なお、中古資産は対象から除かれるということでございます。

「3 優先採択の対象となる補助金」につきましては、表に記載のものづくり・サービス補助金など四つの補助金でございます。

こうした法案への対応についてですが、固定資産税の課税標準の変更につきましては、中小企業の新たな投資の誘発と、生産性の向上が図られること、中小企業が活用する国補助事業の優先採択のほか、補助事業によっては補助率のかさ上げがあること、特例率の適用では普通交付税75%の措置があることから、課税標準をゼロとする方向で取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、今後のスケジュールとしましては、3月中に中小企業庁をホームページにおいて市町村の意向が公表されるということで聞いてございますが、6月をめどに本市の導入促進基本計画の策定を、平成30年第2回定例会での小樽市税条例の改正を予定しているところでございます。

○委員長

「議案第37号工事請負契約について」

○（産業港湾）事業課長

議案第37号工事請負契約について説明申し上げます。

議案第37号における（仮称）中央5号上屋新築工事につきましては、平成29年第4回定例会で港湾整備事業特別会計の港湾上屋整備事業として、補正予算が計上されたものでございます。

当該工事はことしの1月31日に入札が執行され、阿部・福島・小杉共同企業体が5億6,268万円で落札し、仮契約を平成30年2月2日に締結しておりますので、本契約を締結するため、今定例会へ議案として提出したものでございます。

なお、完成までにおおむね11カ月を要するため、工期につきましては平成31年1月31日までを予定しております。

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、共産党、民進党、公明党の順といたします。

自民党。

○前田委員

昨年の第4回定例会で質問できなかった部分がありましたので、少し古い話になりますがもお聞きしていきたいと思っております。

◎防波堤等について

株式会社マリンウェーブ小樽の出入り口に関係する、ポールというのか、波返しというのか、防波堤というのか、それが欠損したというのか、傾斜しているということで伺って報告も受けているのでありますけれども、このことについてまず、概要についてお聞かせください。

○（産業港湾）事業課長

若竹マリーナ防波堤の上部が決壊した経過でございますけれども、平成29年11月11日から12日の低気圧により港内で波が発生いたしまして、これとあわせて施設の老朽化ということもあり、防波堤の上部が決壊したものでございます。これにつきましては、同じく11月11日に上部工の決壊・亀裂を発見いたしまして、次の日に担当職員も含めて現場を確認してきたところでございます。

11月13日に庁内で会議を開催いたしまして、最終的には財政部への説明、市長への説明、そして議会への説明を経まして、この予算流用に関し第4回定例会での報告をさせていただいたところでございます。協定につきましては今後の修繕ということで12月1日にマリンウェーブと小樽市で協定書を締結したというのが大まかな流れの概要でございます。

○前田委員

老朽化が主な原因というふうに関、答弁いただきましたけれども、老朽化と言われればそうかもしれませんが、この波浪とか波や何かでこの下のほう、水面下の部分で何か原因というのが起きている、ただ古くなったからこうなったのだということでは一概にはそういうことでは済まされることではないのではないかと、こう思うのですが、その辺はいかがですか。

○（産業港湾）事業課長

若竹防波堤のまず構造でございますけれども、これにつきましてはいわゆる基礎マウンドの上にコルゲートセルという鋼製の枠があります。この上にコンクリートの上部が乗っかっている形になっているのですが、この施設につきましては、昭和45年に築造されておりまして、これまで46年が経過してございます。こういった経年の中で、先ほど申し上げましたコルゲートセルというのが鋼製になってございますので、これについてはだんだん長い年月の中で腐食が発生し、開孔が発生したと。この開孔が発生したことにより、中に詰めてある石等が流出して空洞化になったと。これとあわせて上部に波が当たり、これの影響もありまして最終的にはこの上部が斜めになってしまったというようなことが原因ということで考えております。

○前田委員

2カ所かな、これ、とりあえず被害が出てきているものは。でも、その両サイドないし、この延長線上にも同じような工法でつくられていると思うのですが、現在の状況というか、今後のその予測的な部分というのはどんなふうに考えていますか。

○（産業港湾）事業課長

先ほど申し上げましたコルゲートセル、いわゆる構造ですけれども、丸い円形のセル、大体8メートルから9メートルぐらいの直径をもったセルになりますが、これが海のほうにいけますと幾つか並んでいるような状況になっています。今回決壊したのはその8メートルのうちの1カ所が傾斜しているということで、そのほかにも、奥側にも1カ所、合計2カ所が傾斜している状況でございます。

今、目視的に全体的には決壊はしているところはありますけれども、大きく傾斜しているのは1カ所、そしてすっぽり上部が落ちてしまったのが1カ所という状況になっておりまして、これについてはほかの部分についても傾斜している部分が若干見られますので、経過を観察しているというような状況でございます。

○前田委員

経過を観察しているということでありましてけれども、いずれにしても何らかの手だてを打っていかねばならないことだろうと。

それで、昭和45年につくられたということなのですかけれども、この勝納ふ頭というのはいつつくられたものですか。

○（産業港湾）事業課長

完成年度につきましては、勝納ふ頭が昭和53年完成という形になっております。

○前田委員

私も素人だからよくわからないのはもちろんの話なのだけれども、ただこの報告を受けたときに、昭和45年につくられて46年が経過しているということなので、老朽化しているということになったのですが、はて、隣の勝納ふ頭っていつできたのかなど。今、お聞きしたら昭和53年ということで、この勝納ふ頭もそうですし、今のこの被害があったところのこの海底というのかな、地盤というのかな、これは砂とか、砂利とか、岩盤とかいろいろあるのだろうけれども、どういうものでできているのですか。

○（産業港湾）事業課長

今、細かな土壌がどういうふうになっているのかというのはお示しできませんけれども、基本的には、砂利まじりの海底ということになっておりまして、その中では火山灰ですとか、軟岩があるということになってございます。

○前田委員

これは産業港湾部からもらっている資料なのですがけれども、ここに何かこう虫眼鏡で見ないとわからないようなところで、これ細砂だとか、浮石質凝灰岩というのかな、灰岩という要するにそういうようなものでできているようにも素人目で見たらですけれども。ただ私、何でこんなことが起きたのかなど、確かに今のその金属製のものがばらけて中に詰めているものが出ることもあるけれども、足元をすくわれたのかなという気はしたのですけれども、その辺はどうなのですか。

○（産業港湾）事業課長

地盤につきましては、足元をすくわれたような形にはなっていないくて、あくまでも地盤の上にマウンド、地盤からマウンドをつくって、その上にセルというのが乗っているのですが、このセルの腐食によるものが原因ということでございます。

ですので、地盤が沈下したとか、すくわれたとかということではございません。

○前田委員

素人目でこの隣の勝納ふ頭が昭和53年完成で、水深が13メートルや10メートルということで、しゅんせつをしたことによって、45年にできた施設の足元が土質の性質によっては岩盤でなければ、土砂だとかが流出してね、足元をすくわれたことが原因で傾斜したのかなというふうには、私は素人目にそんなふうには思ったものですから、この質問をしてみたところなのですが、そういうことではないのですね。

○（産業港湾）事業課長

先ほど申しましたとおり、地盤による、浸食ですとか、こういったものによる原因ではございません。

○前田委員

◎鳥獣行政について

鳥獣行政のお話をします。

ヒグマ、ニホンジカ、キタキツネ、エゾタヌキ、アライグマ、カラス、このほかあればお答えいただきたいのですが、これらについて、一つずつ聞いていきます。

それで被害状況と被害金額について平成27年、28年、29年。29年についてはまだ年度が終了していませんので、直近の数字でよろしいです。

予算と執行率もつけて、まずヒグマからお聞きしますけれども、よろしくお願ひします。

○（産業港湾）農政課長

ただいま質問いただきました件につきましては、まず被害状況なのですけれども、金額は取っているのですが、種類別の件数が取れていないのですから、件数は総体の件数という形になっております。件数が平成27年度は34

件。これは今、お話にありました 5 種類の獣害の被害件数です。34件、金額が32万1,000円、これは概算になります。28年度は38件、被害金額は27万円。29年度は見込みになりますけれども、49件、被害額は46万7,000円となっております。

農政課所管の予算につきましては、小樽市鳥獣被害対策実施隊員に対する報酬と、それから有害鳥獣を捕獲した際に1頭当たり支給する報償費により構成されておまして、それぞれの内訳という形ではなくて総額という形でお示しさせていただきますけれども、予算額は平成27年度につきましては、61万3,000円、執行額が61万3,000円、執行率は100%。28年度につきましては、予算額は67万8,000円、執行額は67万8,000円、執行率は100%。29年度見込みですけれども、予算額は92万1,000円、執行見込みも92万1,000円で100%の執行率を見込んでおります。

○前田委員

被害件数が34件、38件、49件ということなのですから、捕獲数はどうですか。それはある程度押さえていますね。

○（産業港湾）農政課長

捕獲状況ですけれども、平成27年度はヒグマ2頭、エゾシカ134頭、キタキツネ38頭、タヌキ61頭、アライグマ16頭。28年度につきましては、ヒグマ6頭、エゾシカ173頭、キタキツネ48頭、タヌキ44頭、アライグマ19頭。29年度につきましては、ヒグマが生活環境部から報告を受けていた数字なものですから、正確な数字にはなっていませんけれども、今のところ2頭と聞いております。もう少しいるというふうには聞いておりますけれども、確定数字ではございません。エゾシカが135頭、キタキツネが37頭、タヌキが54頭、アライグマが21頭となっております。

○前田委員

カラスはどうなっているのですか。

○（産業港湾）農政課長

カラスにつきましては、この計画の中ではカラスは捕獲しておりませんので把握しておりません。

○前田委員

対象外ということなのですね。

それで、一つ一つ見ていくと細かいことになるのですが、ヒグマを見ても平成27年度が2頭。28年度が6頭。29年度が直近で2頭ということで、28年度の6頭は突出していますけれども、以前はそんなに熊についても見ることはというか、報告、通報等はあっても、捕獲するような状況というのはほとんどなかったのですよね。それが近年、数字が少なくてこぼこしています、この2頭だとか、6頭などというのはもう大変な数字なのですから。それで予算が、27年度が61万3,000円の執行率が100%。28年度も67万8,000円の執行率が100%。29年度もまだ終了はしていないのですが、92万1,000円の執行率が100%ということで、何でしょうね、これ。予算も限られてくるのかもかもしれませんけれども、満額使い切っているのですよね。恐らくこれからあふれた、そういうものもあるのかなと思いますけれども、この数字の中からね。その辺はどのように押さえられていますか、認識はされていますか。

○（産業港湾）農政課長

ただいま御質問のありました件につきましては、こちらは国の農林水産省の関係の、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律というものに基づきまして対策の計画ですとか、対応をしているところでありまして、対象の頭数については、毎年ある程度実績に応じて上限が決められて交付税措置がされているところでございます。

とはいうものの、最近の傾向でいいますと、出沒頭数、今、委員からお話がありましたヒグマ、エゾシカ等については、生息数もふえているということで聞いておりますので、こちらにつきましては後志総合振興局と協議しながら対象枠の上限を多くいただけるように毎年対応しているところであります。

○前田委員

御努力されているのは私たちも数字を見てわかります。それで、近年報道等でもありますけれども、このアライグマ、数字を見ても16頭、19頭、21頭とふえていっているのですよね、右肩上がりです。私も先日農家の方のお話を伺っていましたが、イチゴが相当荒らされていて、その方は被害が大きいのでもうやめたと、トマトに全部切りかえた。トマトは食べないのって聞いたら、アライグマがね、今のところそんなにトマトを食べるアライグマは出てきていないようだけれども、甘いトマトもあれば、今度は食べるようになるかもしれません。このアライグマ関係、今言った数字は合算された数字ですものね。その5種類というか、何種類というかね。

それで、先ほどからお話していますけれども、平成29年度も既に92万1,000円を使い切っているというような状況で、それで細かいこととなりますが、シカの駆除も先日で150頭出ているのですよ。それで先ほど、後志総合振興局との打ち合わせ云々で予算も云々ということなのですが、後志総合振興局からふえたり減ったり、減ったりふえたりして最終的に、課長がお知らせしてくれました135頭を下回る数字で予算づけが結果的に決まったようにも聞いているのです。

ということで、これを下回るということなので、やはり実施隊員の方たちも、今はやりの言葉で言えば何と申すのですか、モチベーションでも申すのですか、肩透かしを食ったような、結果的にはそうなっているわけですよ。

これは150頭も超えていますけれども、一応駆除ということを出てね、そのほかに今、猟期がありましたから、恐らくそれ以上に当然合計頭数では捕獲されているのだと思うのです。実際問題、普通の一般市民はそんなにシカが小樽にいるのかと、こう思うかもしれませんが、ハンターとか狩猟をやっている人を見ると、山が見えますけれども、やはり見えるのですよ、きちんと歩いているのが。足跡があるからもちろんわかるし、姿もわかりますからね。やはり自然界にこう見ると、人工物ではないなというのがきちんとわかりますから、それだけいる、これをきちんと対応をしていかないと小樽のこういう自然というのかな、そういうものがもうここでとまっちゃうと大変なことになる、どこかの町村では町の中を歩いているというところもあると聞いていますけれども、そういうことが起きる可能性があります。150頭ですから、単純計算で何もしなかったら、3年もしなかったら2倍、3倍にもなってくると思います。

だから、そういう数字なので、ぜひ予算を後志総合振興局にも、また小樽市そのものの予算もそうですけれども、やはり100%の満度に使い切っているということになりますとね、不足しているということなのです、結果的にはね。30年度予算、今、審議されておりますけれども、ことし、この中に載っているのだろうと思いますけれども、まず幾らつけられたのか、92万1,000円を下回ったのか、上回ったのかという認識を持って、そういう数字を上げられているのかについてお聞かせください。

○（産業港湾）農政課長

ただいま御質問のありました件について、平成30年度予算につきましては当初予算として59万9,000円を計上しております。

こちらの算定につきましては、例年当初予算を計上しているときの頭数と実績見込み等を考慮しまして計上しているところではありますけれども、それ以前の予算につきましてもそうなのですが、とはいうものの野生動物ですので、当然出没頻度ですとかそういうものが気候ですとか、農作物のなりぐあいによりまして増減しておりますので、ここで予算が満度のものというふうにはなかなか言い切れない部分がございますけれども、極力市民の皆さんに迷惑がかからないように、また、実施隊員に参画していただいている北海道猟友会小樽支部の会員の皆さんのモチベーション等に影響しないような形で対応していければなというふうに考えております。

○委員長

予算の関係については予算特別委員会に付託されておりました議案ですから、その点については余り触れないようにお願いします。

○前田委員

はい。

それでその59万9,000円ということなので、まあ数字を言わないわけには、平成30年度、これはそうしたら何頭分を見ているのですか、シカならシカ。

○（産業港湾）農政課長

シカについては40頭、キツネについては34頭、タヌキ50頭、アライグマ12頭ということで計上しております。

（「予算計上は分けて計上してるんだ」と呼ぶ者あり）

○前田委員

予算に触れられないということなのでフライングしてしまいましたけれども、シカなんか40頭って、もう150頭はとっくにいますけれども、40頭っていったら。それにアライグマ12頭、ことしの半分。当初予算はもう始めから補正組まなければならないというのは当然わかり切ったようなことなのだけれども、なぜこんなことをするのかなど不思議なのですが。

○（産業港湾）農政課長

予算計上の際の頭数につきましては、過去5年間の平均頭数でとっておりまして、そのような数字が出てきているところでございます。

○前田委員

平均頭数ですって言われますけれども、今言われた数字をずっと足していくと、どうしてもこうはならない、少なくとも。

3分の1の数字にしかならないのですが、理解はできませんね、そういうことではね、この数字では。

いずれにしても、結果的には補正で対応してくれるということなのだろうとは思いますが、最初からこういうことでは困るというより、おかしいのではないかと、実態があるのにそぐわない数字をつけてもいかなものかと思えますけれども、その辺はいかがですか。

○（産業港湾）農政課長

予算の計上につきましては、野生動物でもございますので、なかなか毎年増加傾向にあるという、実績の数字はそういうふうを示しておりますけれども、過去からの当初予算の計上の際の平均頭数のとり方ですとかそういったものに基づいて計上させていただいているところでもありますので、先ほども申し上げたとおり、過不足が生じた際にはしかるべき対応をしていきたいというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

◎生産性向上特別措置法案について

まず、報告を聞いてはすけれども、生産性向上特別措置法案について伺います。

概要を伺いましたが、実施年度については平成30年6月から7月に施行ということですが、固定資産税の算定と伺いますかね、スタート時期って1月1日で数えていくと思うのですけれども、実際実施をしたときに、今年度分の扱いについてどういうふうにしていくのかというところを説明いただけますか。

○（産業港湾）産業振興課長

今、お話がございましたとおり、この特別措置法案が本年6月もしくは7月ごろに施行予定ということで聞いてございますので、市内の事業者がその設備を購入するということも、それ以降というふうなことにまずなろうかと思えます。

そうした際には、固定資産税につきましては1月1日現在で賦課をするということになりますので、このスケジュール感でいきますと、早ければ平成30年中に設備を購入し、平成31年度の固定資産税、これが最初の対象になっ

てくるのかなというふうに考えてございます。

○中村（吉宏）委員

では、平成31年度の固定資産税から免除になってといたしますか、ゼロになって、そこから3年間という認識でいいですか。

○（産業港湾）産業振興課長

今、お話がございましたとおり、一番早ければ平成31年度が初年度、そこから32年度、33年度、この3年間が対象になるということで考えてございます。

○中村（吉宏）委員

それと、小樽市で用意している課税免除になる制度もあると思うのですが、そういったメニューとの関係というのはどうなっていくのでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

現在設備投資等に係る制度としましては、小樽市企業立地促進条例というものがございます。ただ、今回の特別措置法に基づく税の特例というのは多少やり方が違う部分がございます。市の企業立地促進条例につきましては、税額を算出し、その税額を免除するという課税免除というのですが、この特別措置法案につきましては、課税標準自体をゼロにするという形なものですから、まずそのところのその取り組み方というのでしょうか、税の算定の仕方が多少違うというふうなことがまず一つございます。

それから、現在取り組んでおります企業誘致の条例につきましては、基本的には1施設につき1社1回限りという中で3年間50%課税免除ということにしておりますけれども、例えばその対象業種でありますとか、あるいはその取得価格の下限設定、こういったものをしてございますので、この特別措置法案につきましては、今後そのあたりは、検討していくというふうな形になりますので、事業者に向けましては、こういった取り組みを検討していく中で、それぞれいいところも含めて、御案内を差し上げていくということになるのかなというふうに考えてございます。

○中村（吉宏）委員

もう1点なのですが、この生産性向上特別措置法案の対象にするのが、企業立地促進条例とは違うところという、土地や建物を全部ゼロにするということではなくて、その対象のものについてという認識でよろしいですか。

○（産業港湾）産業振興課長

企業立地促進条例につきましては、例えば工場を新設することになりますと、土地、建物、それから設備をするその償却資産の関係といったものが対象になってきてございますけれども、この特別措置法案については、あくまでもその設備投資、償却資産というふうなことになりますので、そのところの取り扱いというのがやはり違うのかなというふうに考えてございます。

○中村（吉宏）委員

◎小樽市地域雇用創造計画について

それと、きょう、報告を聞いていた流れの中で1点伺いたいの、小樽市地域雇用創造計画の説明を受けました。実際に雇用促進のところですが、就職促進メニューのところ、マッチングとかということはあると思うのですが、実際に例えば他都市の同業種の賃金も比較して、そういう情報ははじき出しながら企業にこういふふうになっていますよというようなアピールとか、そういう部分の検討はされましたでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

今の御質問は、他都市の賃金と比べて小樽市のほうが高いからこっちでどうですかと、そういった御趣旨でよろしいですか。

(「違います」と呼ぶ者あり)

○中村(吉宏)委員

実は私の認識だと逆で、少し例えば大都市部から見ると、少し賃金形態が下がるのではないかなというイメージがあるのですよ。実際に今、企業も人手不足の中で人員、あるいは人材確保していく中ではそういう他都市の情報を把握した中で、では、うちの賃金は高いのか、安いのかという、その上でどうしていったらいいのかという判断をする材料というのを、このメニューの中に取り込まないのかなというのをふと疑問に思ったので何うのですけれども。

○(産業港湾)商業労政課長

失礼いたしました。

具体的な就職促進メニューの進め方につきましては、これから地方雇用創造協議会で採用する事業推進員等が具体的な内容を決めていくのですけれども、今、当然就職を選択するにはそういった条件というのは重要なファクターでございますので、その辺も当然明示した形で十分な説明を労働者にすると、そういった観点を踏まえながら協議会、メニューを実施していきたいと、そのように考えています。

○中村(吉宏)委員

単純にね、同じ仕事をするのであれば、もうかるところでやったほうがいいのかなという、そういう単純な発想からの質問だったのですけれども、非常に私も重要なファクターであると思うので、今後検討いただければと思います。

◎引き船について

続いて、引き船に関する質問をさせていただきます。

たていわ丸の後継船を新造船でということはこれまでの議会議論で把握をしました。

我が党の濱本委員も予算特別委員会の中で質問をしておりましたけれども、ぜひ、後継船の導入に当たっては、燃費や環境に適合したというか、よりよい船を用意していただきたいなというふうに思うところであります。

いただいた報告資料の中から、もし新造船で運用していった場合、30年経過した際に1億5,600万円ほどの赤字だということはどうしても1点ひっかかるのですけれども、この赤字をそのままにしておかないで、何か改善策を講じてほしいと思うのですが、この点、御認識はいかがでしょうか。

○(産業港湾)管理課長

予算特別委員会では濱本委員と中村吉宏委員からも、30年間使用して一番経済的だといえども、1億5,600万円ほどの赤字が出るということはやはり、市民の目線から考えるともう少し努力した上でこれを解消していったほうがよろしいのではないかという御質問があったところなのですけれども、30年にならすと、大体年間500万円ぐらい何とか収入を上げていけばペイするのではないかというお話でございます。それで港湾室としては今後どういった展開でこの赤字を埋めていくかという目標の設定までは至っていないのですけれども、例えば、3万トン級以上の船舶というか、クルーズ客船ですけれども、大体平成28年度の決算のときのベースでいきますと入港時だけで30万円ほどの引き船使用料を支払っていただいております。また、入出港を合わせますと単純に倍になりますので59万9,000円、約60万円ということになります。

これを逆に10隻年間ふえることによって単純に600万円という単純計算ですけれども、そういう形になりますので、それが永続的に小樽港を利用していただけるということになれば、それだけでも将来的には赤字というか黒字に転換することができるだろうということで考えられますので、その辺のポートセールスだとかも含めて強化していく必要があるのかなというふうに考えています。

また、一方石狩湾新港のLNGタンカー、これにいきますと、回航料プラスアルファ係離作業を含めると大体1回いくと、100万円ぐらいの収入があります。なので、これは逆に言いますと、年間5隻ふえるだけで500万円ぐ

らいは収入がふえる。それは100万円ぐらいというのは入出港の例えば入港時だけという場合で100万円ぐらい回航料を含めると収入がありますので、逆にここを出港もあわせて利用していただくということになると、船の数でいきますと5隻といわず2隻から3隻、そういった形で使っていただけると収入アップにつながるのかなということも考えられますので、そういったところでアプローチというのですか、それを継続的にやっていくことによって引き船使用料の収入アップがまだ見込める要素があるのではないかとということで取り組んでいきたいなというふうには考えています。

○中村（吉宏）委員

今、石狩湾新港も結構望みがあるっていいですか、小樽港でも単純に3万トン級を10隻ぐらいふやせばということ、港湾室には営業力のあるポートセールスにたけた課長もいらっしゃるところで、これは実際どうですか、10隻増というのは可能なのですか、年間。

○（産業港湾）港湾振興課長

クルーズ客船の10隻増ということで、確かに3万トンというお話でしたけれども、入出港で六、七十万円ぐらい1隻大型船になると、小樽港の場合天然の良港ということで、裏を返しますと、港の入り口が狭かったり、奥行きが少し狭かったりといったことで、船を操作するのが難しい港ということでもございます。そういった中で性能のいいタグボートが今回入るということで、そういった小樽港にとって、船舶もクルーズ客船も貨物船も大型化している現状にありますので、安全な入出港ができる小樽港ということでタグボートが入るのを機に、またポートセールスもしていきたいなということで考えておりますし、10隻すぐふえるかどうかというのは置いておきまして、クルーズ客船、それから貨物船について、誘致をすることで着実にふやしていきたいなということで考えてございます。

○中村（吉宏）委員

いや、10隻とか置いておいたらだめなのです。10隻来ないとその1億5,600万円が消えないのだという目標値、一つ今おっしゃったわけですから、ノルマではないですけども、ぜひ達成するために頑張ってくださいと思います。だから可能なのですかと、不可能な目標設定をしてもできないのでしょうかけれども、可能な目標でしたら絶対達成しますし、そのぐらいの勢いでやらないと市民理解は得られないと思うので、ここは一つお願いしたいと思っています。

◎外国人観光客の受け入れ体制について

それからもう一つ、外国人観光客の受け入れ体制についてですけども、以前の一般質問でもお伺いしたのですが、外国人の方の町歩きですとか、生活文化等のごとというか違いのところ結構いろいろな問題が出てくるのかなというところを指摘させていただきましたけれども、それを受けて観光方面の御対応というかそういうことをされているかどうかお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

外国人のマナーを気にしたその後の取り組みということでございますけれども、このたび、前回の平成29年度第4回定例会の中村吉宏委員との議論を受けまして、小樽観光協会と協力いたしましてスマートフォンでアンケートを実施しました。

これは社長とか店長クラスではなくて、実際に店頭、現場に出ている店員向けに、外国人観光客対応の現場で困ったこと、苦勞したこと、それからトラブルになったことをスマートフォンでアンケートという形で聞いております。

現在3月末までで、今集計といいますかまだ募集の最中なのですけども、2月末現在で30名から30件ほどの投稿といいますか、回答がございまして、それにいろいろ中村吉宏委員から指摘があった部分もやはりあらわになってきていますので、それは今後の取り組みに活用したいということで今やっている最中でございます。

○中村（吉宏）委員

アンケート調査をされているということで把握をしました。

あくまで今、マナーという言葉がありましたけれども、日本人は日本人のマナーがあつて、ほかの外国の方は外国の方のマナーがあると思うのですよ。これはもう生活習慣が違うので、その生活習慣の違いについてどういう印象を受けているのかという恐らくアンケートをとられているのかと思うのですけれども、そういう中でやはり上がってきたものを重要視しながら、外国の方に日本で楽しんでもらうための日本の生活習慣を理解していただくツールなどを、この先いろいろ検討していただければありがたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

◎高島漁港区の問題について

それから高島漁港区の問題ですけれども、議会議論等を含めて御報告も含めて明らかになったように、今聴聞の手続を取られているということでもあります。その経緯をもう一度説明していただけますか。

○（産業港湾）管理課長

聴聞までの経緯ということですが、まずことしの 2 月 2 日付で、相手方には聴聞を開催する旨の通知を行っているところでございます。

その後、2 月 16 日金曜日になりますけれども、午後から小樽市役所本館の 2 階会議室で聴聞を開催しているところでございます。

なお、聴聞の際には、審理の結果、聴聞続行ということになりましたので、予定でございますけれども 3 月 20 日に再度聴聞を行うという予定でございます。

○中村（吉宏）委員

3 月 20 日、続行後のものですが、ではもうここで要するに対象者から意見陳述があつて、聴聞終結というふうに考えてもよろしいのですか。

○（産業港湾）商業労政課長

聴聞の終結につきましては、当事者等の希望する意見陳述が十分尽くされているのかどうか、また私は、主宰者という立場で今回かかわっておりますけれども、当事者等の主張にしっかりと根拠があるのかどうか、そういった今後調書ですとか、報告書を作成する関係がございますので、そういった報告書を作成する上でしっかりと審理がなされているのかどうか、その辺を見きわめた上で判断していきたいと、そのように考えています。

○中村（吉宏）委員

ということは、場合によっては続行もあり得ることなのではないでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

繰り返しになりますけれども、聴聞の継続に当たりましては、先ほど申し上げたようなことで終結するかどうかを判断する、具体的には審理の過程において必要な検証事項が新たに出てきて、これへの対応に日時を要すると、そういったことで一旦聴聞を終えてまた継続するという必要があるですとか、あとは先ほど申し上げましたとおり、当事者の意見陳述が十分に尽くされていなくて時間が経過してしまったと、そういった場合においては聴聞は続行するという可能性がございますので、その辺をしっかりと見きわめる必要があると、そういった法律、条例の趣旨かと考えています。

○中村（吉宏）委員

何か具体的に特にあれですかね、今回の件でこういうものが例えば懸念されるとかというのは、前回の聴聞も含めてですけれども、何かそういうものって上がってきそうなのではないでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

聴聞の期日の審理内容にかかわる部分につきましては、お答えすることができませんので、そういったことで御理解いただければと思います。

○中村（吉宏）委員

いずれにせよ、条例違反の許認可に基づいて一定の処分をしますということでもありますので、余り時間をかけ過ぎてもよろしくないのではないかなというふうに思います。

通常ですと、こういうのは 1 回、2 回の聴聞会で普通に結論を出していく、よほど権利関係が衝突するような場合ではない限りは、もう結果がわかっているわけですから、3 月 20 日で終結させてもいいのではないかなというふうに思うので聞いてみましたが、また経緯を見守っていきたいと思います。

◎日本遺産について

きょう、報告にもありました日本遺産に関連してですけれども、以前も少し議論をさせてもらいましたが、炭鉄港に絡んでということが 1 点と、それから北海道の今回 150 周年という内容に関連をして、ぜひ、北海道の鉄道第 1 号の町小樽についても、そういうところにクローズアップをしていってほしいなというお話をさせていただきました。

また、小樽市としても炭鉄港に大きくかかわっていく上で、一つのアピール材料になるのかなと思います。

クロフォードの例も挙げさせていただきましたけれども、このあたり何かこう日本遺産の担当で、教育部と連携しながらやっていただくようなことがあればいいなと思うのですけれども、その辺の見解を伺いたいと思います、いかがですか。

○（産業港湾）中崎主幹

ただいま炭鉄港の関係で御質問をいただきました。

現在日本遺産の認定の関係で北前船が一番進んでおりまして、今後地域型をどうするか、それからシリアル型の炭鉄港をどうするかということになりますけれども、今、お話しいただいた部分も含めてこれら教育委員会と私ども連携して進めてまいりますので、どこかの場面で何かできるようなことがあれば一緒にやっていきたいなというふうに思っております。

○中村（吉宏）委員

ぜひ、ことしはいい節目の年でありますので、予算の問題とかも出てくるでしょうけれども、何かいい企画があればなというふうに思っております。

そのほか、実は港湾計画等の質問もしたかったのですが、今の市長のもとでこの質問をしても詮ない話になりますので、それは取りやめにしまして質問を終わります。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

共産党に移します。

○小貫委員

◎中小企業振興基本条例について

最初に、報告のあった中小企業振興基本条例の関係についてお聞きしたいと思います。

まず、一つ目が小企業者の位置づけについてです。

第 4 回定例会の経済常任委員会の中ではどうするのだという質問をしたのだけれども、何か考えていないみたいなそんな感じの答弁だったような記憶があるのですが、今回改めて追加されましたけれども、その経過を説明していただけますか。

○（産業港湾）産業振興課長

さきの答弁で考えていないということでは決してなかったのですけれども、先般も御質問いただく中で、例えば従業者数によって小規模企業者というふうな定義が決まっております、一般的には 5 人以下というふうなことで

いわれてございます。

小樽市の場合には統計上その数値が取れないものですから、1人から4人というふうな数字の中で、全体の事業者数の中で6割ぐらいというふうな数字があるものですから、もともと検討委員会の中でたたき台をお示ししたときには、中小企業のその多くは小規模企業者であるというふうな、そういう考え方のもとであえてといひましようか、特出して定義をする必要はないのではないかとというふうな考え方で進めていたものでございます。

そういったお考えも検討委員会の中でお示しをしながら委員会の委員の皆様から御意見をいただいた中では、やはりそういうふうな状況であっても、そういった頭出しといひましようか、わかるような形で条例に規定するのがいいのではないかとというふうな意見が多数を占めたものですから、今回の条例の素案の中で小規模企業者への配慮ということで位置づけをしたというふうな経緯でございます。

○小貫委員

確かにそういうことで、配慮という言葉が入ったのですけれども、一方で第2条の定義づけには入れなかったというのは何か理由があるのでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

基本的には中小企業振興基本条例ということで、この中小企業者の中にそういった小規模企業者というふうな事業者の方も含まれるという考え方が基本的にありますので、定義づけとしては規定をしていないという形にしてございますが、今後その条例の案を提出する際にはいろいろその条例の逐条といひましようか、そういった理解を促進するようなツールもつくりたいというふうに考えてございますので、そういった中ではその辺のわかりやすいような表現というのは追加してまいりたいなというふうに考えてございます。

○小貫委員

もう一つ、この制定のきっかけになった部分でいくと、大貝氏の講演でも示されていましたが、域内循環の関係なのですが、これは具体的にどうやって位置づけていく予定なのか、それも含めて、例えば中小企業振興会議の中で議論するという話なのか、その辺についてはいかがですか。

○（産業港湾）産業振興課長

今回の条例の素案の中で域内循環という形で直接的に表現というのはさせていただいておりませんが、先ほど報告でもさせていただきました施策の基本方針、これは8点ほどありますが、こういった基本方針をもとにしながら条例施行後に設置を予定してございます中小企業振興会議、この中では具体的な中小企業振興施策の取り組みを検討していくというふうなことで考えてございますので、具体的部分についてはそういった中で取り組みを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○小貫委員

それで、今、答弁があった基本方針なのですけれども、8点ほどあるのですが、具体的にもう少し例えばイメージをつかみやすいように、この第1号から第8号が具体的に言うところのイメージでいますみたいなのを示していただけませんか。

○（産業港湾）産業振興課長

まず、第1号の連携の促進につきましては、なかなかその中小企業者みずからが単独でいろいろなそういう経営資源を確保するということが難しいような場面も想定されますので、さまざまな関係する機関とそれを補完するような役割を位置づけるということで連携の促進ということを規定してございます。

それから、第2号の経営基盤の強化の促進につきましては、例えばその事業活動に必要な人材の育成・確保。それから今回条文の中では事業承継というふうなこともうたってございますけれども、こういった経営資源を強化することが経営基盤の強化につながるというふうなことで考えているものでございます。

それから、第3号では創造的な事業活動の促進というふうなことにしてございますが、これにつきましては中小

企業者みずからが有する経営資源を活用した新たな製品サービスの開発提供や、新たな生産提供方式を導入するといったような経営の革新の促進。それから、創業につきましては全国的に廃業率が開業率を上回るという状況でございますので、こういった創業の促進を図ることで事業活動の促進に向けた施策を講ずるということを規定しているというものでございます。

それから、第 4 号では経済的社会的環境の変化に対応というふうなことで規定してございますけれども、こちらにつきましても、例えば経営者の高齢化、あるいは後継者難、こういったものが課題であります事業承継、こういったものの円滑化を図るというふうなものでございますとか、あるいはそのさまざまな経済的社会的環境の変化、こういったものがありますので、こういった円滑化を促進する取り組みをするということで規定をしているものでございます。

それから、第 5 号では技術を利用した事業活動の促進ということで中小企業者が技術開発、あるいは事業化を通じて新たな製品やサービス等を創造する事業活動。これは事業活動の中でも特に新たな価値を見出す可能性が高いということですので、こういった課題の解決を図るといった施策を講ずるというふうな規定でございます。

それから、第 6 号では地域資源の利用と、地場製品の販路拡大ということで、こちらにつきましては先ほど域内循環の話もありましたけれども、地域内での経済循環、これが重要であるのはもとより、国内外に広く発信をし、地域外からの外貨を獲得するということが経済循環、これを持続的なものにしていくというふうな考え方。それから、そういった情報発信、本市のブランド力、こういったものを使いながら地場製品の販路拡大について必要な施策を講ずるというふうな規定にしてございます。

それから、第 7 号では労働環境と勤労者福祉、こちらについては全ての勤労者がゆとりある豊かな生活を確保し、仕事と生活が調和された社会を実現させるために安心して働ける職場づくり、こういったものを目指すということで規定したものでございます。

それから最後、第 8 号、これは次代を担う子供たちの勤労観等の醸成を規定しているものでございますが、インターンシップの受け入れ等、将来を担う子供たちに、その会社のことを知ってもらうといったようなことを通じて、児童や生徒の勤労観を醸成する、あるいはその中小企業者等の役割の重要性について理解を深めてもらうことができるといったことから、こういった取り組みを進めていくということを規定したものでございます。

○小貫委員

説明いただいたのですけれども、例えば現在、市の制度でこれに適合する制度としてはこういうものがありますよみたいなというのはいかがですか。

○（産業港湾）産業振興課長

例えばでありますけれども、第 2 号の経営基盤の強化、こういったものでは一番ベースとなるような施策と考えてございますけれども、例えば制度融資を行っているというふうなものでございますとか、第 6 号の地場製品の販路拡大、これについては国内の大規模商談会への出展でありますとか、海外への新たな販路拡大の支援、こういったような取り組みをしているというふうな状況でございます。

○小貫委員

それで、あともう一つこうやって具体化を図ってこの会議の中でという話もありましたけれども、この会議は附属機関として位置づけるというふうになっているのですが、ということは常設だということによろしいのですか。

○（産業港湾）産業振興課長

そういう運営ということで考えてございます。

○小貫委員

それで、どの程度年間開催をしていく予定というふうになっているのでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

まだ会議の組み立て云々につきましてはこれから検討ということでございますので、現在、何回開催するといったようなことはまだ決定してございません。

○小貫委員

以前たしか聞いたときに、条例をつくる前に市内の業者の実態調査というのが必要なのではないかみたいな話をしたときに、それは条例をつくった後の会議でやっていくからという話があったと思うのですけれども、これについては何かその後、具体的なことは話し合われているのですか。

○（産業港湾）産業振興課長

そのときにもお話したかと思うのですけれども、現在、具体的な部分ではまだ検討はしてございません。ただ、その振興会議を開催する中で最初からその具体の取り組みを検討するような形にするのか、あるいはそういった調査を行いながら、あるいは行ってからそういう取り組みを検討するのかといったあたりは、その振興会議の中で進め方もお示ししながらその取り組みは検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○小貫委員

そういう中で、先ほどの素案の第11条との関係で先ほども言った域内循環との関係にもあるのですけれども、ある大量調理施設で、もちろん委託でやっているわけですが、そうすると業者が、要はコストの関係で市内の業者ではなくて、結局札幌の業者から仕入れることになったというのが、徐々にやはり拡大していつているという話もありまして、これは小樽の青果とも関係はすると思うのだけれども、そういう市場を通さない産品をいろいろなところで使われていくということが起きるので、ぜひ、実態調査をやるときには、その企業がどういうことをやっているかということだけではなくて、このどういったところから仕入れをしていてということも調査をできると、より第11条の部分が深まるのかなと思いますので、その辺はいかがでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

まだ、そういった設計をしているような段階ではございませんので、いいとか、悪いとかはお話しできませんけれども、そういったことも含めながら調査をする際にはどういった設計にするのかというあたりを十分検討したいなというふうに考えてございます。

○小貫委員

◎OBCについて

OBCに移ります。

株式会社小樽ベイシティ開発の民事再生法の手続について、現在の段階と今後の見通し、その辺のスケジュールを示していただけますか。

○（産業港湾）次長

OBC民事再生手続の流れでございますけれども、まず、昨年12月7日に民事再生法適用の申請を札幌地方裁判所に提出してございます。

同日付、裁判所から再生債権の保全管理命令、これを出されております。それと合わせまして、今後、裁判所にわかりまして、民事再生手続の監督をいただく、監督委員の選任、これも同日付で監督命令が出されております。

その後、翌日12月8日に、テナントと一般債権者を集めた債権者の説明会、これを開催してございます。

その後、12月15日に、監督委員は利害関係者から意見をお伺いして、裁判所に監督委員の意見書の提出がございました。

その後、12月19日、裁判所から再生手続開始の決定が行われたという状況でございます。

その後、再生債権の届け出、それを一般債権者の方々に調査いたしまして、その届け出の期限が本年1月16日になっております。

それと、OBCの財政状況、これについては1月30日に報告書を提出してございます。

その後、2月6日に、債権者から届け出があった債権について債権の存否と金額、これを調査したその結果を記載いたしました認否書、これを提出してございます。

それと、再生債権者から異議の申し立てがあるかどうか、これを調査する機関として一般調査を行います、これが2月20日に開始され3月9日に一般調査が終了しているという状況でございます。

以上が、現在、確認できている事項でございます。

以降につきましては予定であったりとか、そういった今後の展開についてお話しさせていただきます。

今、予定では4月27日に再生計画案の提出を予定してございます。

それを受けて、監督委員から意見書の提出がございまして、これが5月18日を期限としてございます。

その場合、債権者集会、これを開催することになりますが、これについては現在OBCの代理人に確認しておりますが、開催期日は未定となっております。

それを受けまして、6月25日、裁判所から再生計画案認可決定がおりるという状況でございます。その認可決定がおりまして、再生計画認可の官報公告、これを掲載するような形でありますので、これを7月7日に予定してございます。

それを受けまして、最終的に7月24日、再生計画案認可決定が確定するという、そういった流れになります。

○小貫委員

大体、7月末までかかるという話なのですが、一つその中で、一般調査の関係で異議の申し立てがあるかどうかという調査があったということなのですが、これは小樽市としてはどのように答えているのですか。

○（産業港湾）次長

その異議の申し立てをしたかどうかにつきましては、産業港湾部サイドでは特に異議の申し立てというのはございません。財政部については税の関係がございまして、それについてはあるかもしれませんけれども、我々としてはその内容については押さえてございません。

○小貫委員

このOBCとの対応について、窓口は産業港湾部次長だという話でずっと来ているのだけれども、ところが、今のところでいくと、産業港湾部サイドと財政部サイドということで分かれているという話なのですが、その辺の市として対応する体制というのはどうなっているのですか。

○（産業港湾）次長

民事再生にかかわる窓口につきましては、我々産業港湾部が主体となってやるような形ではありますが、その中の税の部分については財政部が所管してございますので、直接的にOBCとやりとりするという形になろうかと思えます。ただし、我々としても、その内容について一部情報は共有させていただくような形になるのですけれども、これは、あくまでも財政部で、その内容を確認して、外に出して問題ない、そういったものについては我々に情報が伝わってくるという、そういったような状況でございます。

○小貫委員

ただ、今、肝心要の税の問題が一番あるので、それについてはしっかり、税情報の関係というところが非常に難しいところだとは思いますが、情報を共有することが本当に必要だと思うのですが、その再生計画の案が表に出てくるというのはいつぐらいなのか。今の話の中では、いつぐらいから表に出せるようになるのですか。

○（産業港湾）次長

現在、OBCの代理人との話の中では、この再生計画案の内容についての提示はございません。現状、本年4月27日が提出期限となっておりますので、これ以降に、開示できる内容があれば開示できるのかなというふうに思い

ます。

○小貫委員

7月に最終決定なのだけでも、4月の段階で開示できるものについては開示されるだろうと、そう見込んでいたということではないのですか。

○（産業港湾）次長

その件につきましては、我々から積極的に開示するという形にはならないかと思います。当然、この再生計画案、これがまとまれば、一定程度、OBC側で記者会見等、そういったものが開催されることも想定されますので、そういった中で皆さんにその内容についてお知らせするような形になるかと思います。

○小貫委員

OBC側が公表しないと、市としては勝手に公表するものではないよということなのですが、影響がやはり大きいですから、その辺はOBCとぜひ相談していただいて、今後の、例えば議会への資料の提示は相談しておいていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）次長

その点につきましては、OBCの代理人と内容を確認の上、議会等に報告する内容がありましたら報告させていただくと、そういったことを考えたいと思います。

○小貫委員

あと、今度問題になるのがテナントとの関係なのですが、以前、マイカル小樽が破綻したときにOBCとテナントとの関係というのが売上預託金制度だったという話なのですが、これは現在も変わらないということではよろしいのですか。

○（産業港湾）次長

OBCとテナントとの契約の内容にもよるのですが、現状もそういった形で預託をしている、売り上げを一時預かって、そして家賃相当分を除いた額を戻すという、そういった契約をされているテナントがあると聞いております。

○小貫委員

そうしますと、現在、計画がまだ決まってないのでありますが、テナントの売り上げは現在もOBCに、そうではないところもあるという話なのですが、そういう売上預託金制度のところは、現在もOBCにまず一旦行っているということではよろしいのですか。

○（産業港湾）次長

はい、現在はそういうような形で日々の売り上げがOBCに行っている、そういった事業者もあるというふう聞いております。

○小貫委員

そうすると、今度、再生計画をやっている最中というのは勝手にいろいろ処理できないと思うのですが、そうしたら、売り上げから今度、テナント側に入る利益というのはどうなっているのですか。

○（産業港湾）次長

前回、民事再生した後に、OBCの代理人が記者会見をした際に申し述べておりましたが、これにつきましては、裁判所と協議をいたしまして、現状、一般的には平成29年12月6日までの預かり金については、基本的には再生債権という形で保全されるような形になるのですが、この分については、今回ルネッサンスキャピタル株式会社というスポンサーがついたことから、その後の運転資金、そういったものについても融資を受けるという、そういったことの中で事業運営が円滑にいくという、そういった話を裁判所と協議いたしまして、その部分については、通常どおり売り上げだけを受けて、その後、所定の期日に返却するというような形で現在運営されているという状況

でございます。

○小貫委員

それだと、同じように税金も払ってくれるといいのですけれども。それで、今回、あそこの地番でいくと、築港の104番と105番が当たるのですけれども、登記簿を取ったらすごくいっぱいになってしまっていて金がかかったのですが、所有権に関する事項の部分で、昨年2月10日に小樽市が差し押さえということになっているのですけれども、この差し押さえた理由について説明していただけますか。

○（産業港湾）次長

差し押さえの件につきましては財政部が所管しているということもございまして、我々からお話するということができないと思います。それと個別の案件についても答えられないという、財政部の意向もございまして、一般的なものとしてお答えさせていただきますが、納期を過ぎて督促状を送付して10日を経過した場合に差し押さえを行うという規定になっている状況でございます。

○小貫委員

差し押さえをする経過については、今の説明は、一般論としてわかったのですけれども、まず、差し押さえをする効果という、特に土地、建物の場合の効果というのは、一般論としてどういうものがあるのですか。

○（産業港湾）次長

差し押さえの効果でございますが、これにつきましては、裁判所の許可を得て、裁判所の指導のもとに相手方の財産、これを公売であったり、競売等によりまして債権を回収する、そういったことが可能となるものでございます。

○小貫委員

差し押さえた結果、売る権利が生まれてくるというか、だから大丈夫なのだと、仮にそれを転売したとしても、その差し押さえがついてくるからなかなか転売もできなくなるのだろうということだと思っております。一方で、今度、所有権以外の権利でいきますと、昨年末に抵当権がルネッサンスキャピタルに移動しています。一部では根抵当権がつけられているのですけれども、この小樽市が差し押さえた権利と、抵当権、根抵当権、どちらが優先されるのか、法的根拠も含めて説明してください。

○（産業港湾）次長

これも、個別具体の案件についてお答えするということはできませんけれども、一般的なものとしてお答えさせていただきますが、まず、地方税法第14条の10で、法定納期限等以前に設定された抵当権の優先というのがございます。こういった場合については、法定納期限の前に抵当権が設定された場合につきましては税よりも優先されるというような形になります。一般的に、例えば建物の建設をした場合、その資金を金融機関から借り入れた場合につきましては、建物の登記に合わせまして金融機関の抵当権が設定されるということになりますので、ほとんどの場合はその建物に課税される固定資産税、これについては抵当権に劣後をするというか、抵当権につきましては固定資産税に対して優先される債権という、そういった形になります。

○小貫委員

そうですね。抵当権の設定というのがもう平成10年とか、そういう話ですから、幾ら平成29年に差し押さえしたところで、結局、抵当権のほうが優先されるのだというのが税法上の原則だと思うのですけれども、そうすると、個別の案件とまた言われるのだろうけれども、なぜ、わざわざ差し押さえをしたのか。それはどういう市にとってよいと思う影響があってやったのか、この辺は何か聞いていますか。

○（産業港湾）次長

それにつきましても個別のことについてお答えすることはできないのですけれども、抵当権設定とそれに税がその下に、例えば差し押さえをしたというような形になったときに、まず差し押さえした状態でも、その土地やら施

設、固定資産は売買することは可能なのですが、その差し押さえがついていることによりまして、新たな所有者に行ったときに、その差し押さえが今度有効になるとか、そういったことも考えられると思いますし、あとは、差し押さえを解除して売るといふ形になりますと、それについては当然、差し押さえしている人間に何らかの協議が必要になってきますので、そういったことがあるのかなというふうに思っております。

○小貫委員

いわゆる、ハンコ代というやつだと思うのですが、それは売却をするということがあれば、今言った抵当権と差し押さえとの競合というのは生まれるのだと思うのですが、売却しなければ、結局、そのままついでにあって、それが売却されない場合はどういうふうになるのか、その辺はいかがですか。

○（産業港湾）次長

これも一般論で申し上げたいと思いますけれども、売却しないということになりますと、抵当権はそのまま設定されたまま、差し押さえについてもそのままという、そういう状況になるのかなというふうに思います。

○小貫委員

OBCのあの土地や建物が売却されない限りは、結局、差し押さえしても、今あんまり意味がないという形になっていると思うのです。それで、これも税の話になってしまうと言われるかもしれませんが、今年度分の税、固定資産税とか、これはOBCに今課税されているわけですよね。この分がもう本当は既にルネッサンスキャピタルというスポンサーがついているのだけれども、新会社に移行するわけではなくて、この今年度分のOBCへの課税も滞納分として旧会社に引き継がれるということによろしいのでしょうか。

○（産業港湾）次長

これについても個別の案件で、産業港湾部としてはお答えすることができないのですが、先の民事再生申し立てのときに行った記者会見のとき、OBCの代理人から話がありましたが、OBCとの課題、これにつきましては小樽市と誠実に協議を行って、この再生スキームにおいてもでき得る限りの責任を果たしていきたいというふうなお話がありました。こういったことから、今後何らかの協議があるのかなというふうに推測されます。

○小貫委員

協議がなければ困るのだけれども、協議があるというところで、滞納分はごめんなさい、もう払えませんという協議になるのが一番怖くて、私はやっているのです。それで、株式会社エナジーソリューションがイオン北海道株式会社の端っこに建っていますけれども、これの底地がなぜOBCのままなのか、この辺は何か聞いていますか。

○（産業港湾）次長

これも個別の案件のため、具体的なことは申し述べることはできないのですが、我々としては、そのときの状況、それについてはOBC側から聞いていない、押さえしていないところでございます。

○小貫委員

主張として聞いておいてください。もう建物としてエナジーソリューションというのが建っていて、そこにOBCが売ってくればその売上代金で地方税の優先というのもあるので、税金が入ってくるということも考えられるのではないかなと思うのですが、これは税の話なので次長には聞かないでおきます。

あと、それとの関係で、地番で言うと104番2というところと104番3、こういうところがあるのですが、これが105番の一部、いわゆるイオン北海道の屋外駐車場の部分、そこと合わせて分筆されて売られた場合に、今度これが抵当権も入っているのですが、そういう可能性とかがまずないのかということ、もしそういうことが行われたらどうなるのか、その辺はいかがですか。

○（産業港湾）次長

今回は、民事再生の際にスポンサーであるルネッサンスキャピタルが今回このスキームの中に入って、いろいろと支援をいただくような形になっておりますが、ルネッサンスキャピタルの方針といたしましてはOBCの事業、

財産、これについても全て新会社に継承させるという、そういったことを表明してございますので、今、小貫委員から土地を分筆して売却されるとどうなるかということでございますけれども、現状の事業方針としてはこういった分筆して売却というのは考えられないのかなというふうに思っております。

○小貫委員

それで、先ほど言った104番2というのは具体的にはどこかと言ったら、今建っているプレイランドハッピーのパチンコ屋とイオンの駐車場の間の土地なのです。道路です。普通に車が走っている道路なのですけれども、そこが市の管理道路の扱いになっているということなのです。道路用地だと、もちろん税金がかからない。OBCが持ったまま市が管理道路にしている理由は何なのですか。

○（産業港湾）次長

今、御指摘のありました104番2の道路につきましては、現在、管理道路という形になっているのですが、これにつきましても建設部に確認したところ、これはマイカル小樽が開業したときに敷地内通路として、当時はOBCが維持管理を行っていたということでございました。それが、築港海岸通線、これは済生会小樽病院側の通りなのですが、それと今のOBCの通路、これの交差点部分で交通事故がございまして、信号機の設置が必要だろうという、そういった判断になったようです。その際にOBCと協議いたしまして、この用地については市に寄附をしていただけないだろうかといった話をしたのですが、現状としてはOBCとしては寄附は難しいというような回答があったものですから、現状はOBCからその管理道路の用地を市が無償で借り上げて、管理道路として、今管理しているという、そういった状況でございます。

○小貫委員

無償で借り上げているというのですけれども、おかしいと思うのですよね。本来だったら、市の中のお金は動かないけれども、無償とわず有償で小樽市に市道として売って、その売り上げを今度税金に充ててくださいと、こういう立場をとっていただくというのがよるしいのかなと。その上で、除雪もするし、今ここは除雪第1種路線線なのですよね。そういうふうに扱うというのが本来で、しかも、そういう土地に対して、7億2,000万円の根抵当権でもらう一部になっている。これはやはりおかしいと思いませんか。

○（産業港湾）次長

道路の管理の方向については建設部が実際にやるような形になるかと思うのですが、私も建設部にいた経験がございまして、そのときにはこういった道路用地、そういった部分があった場合については、一般的には寄附を受けるとするのが基本。もしくは、その費用、対価を払わないで小樽市の財産とするという、そういったことがほとんどでございましたので、この件についてもそれと同じような取り扱いになったのかなというふうに思っております。

○小貫委員

いや、最後に聞いたのは、そういうもう実態として道路用地というふうになっているのに、それを、結局処分してしまえばその分の……、道路用地だから税金はかからないのだけれども、少しでも埋めてくれれば、本来、本税が減って、延滞税も減っていくのですよね。でも、そういうことをやらないと。それを理由に金を借りる権利を、極度額7億2,000万円の借りる一部にしているということがおかしいのではないですかという話なのです。

○（産業港湾）次長

まことに申しわけございませんが、我々としてその辺の判断がつかない、お答えできないような状況でございます。

○小貫委員

いずれにしても、いろいろなところでこれからOBCと協議があると思うのですけれども、本当はもう少しきょう質問で当時の反対の声なども含めて議論したかったのですが、そこまでは準備がいかなかったのですけれども、やり多くの反対を押し切ってあそこにマイカルを誘致したというのが事実としてあって、その結果、中心商店街の

幾つかが、やはり残念ながら店を閉じるということも生まれて、今回のOBCというものがあるのですから、税金の滞納分は払えませんか、そういうことで引き下がるのではなくてしっかり協議をしていただきたいということをし述べて、これについてはあんまり答弁が返ってこないと思うので、次の港湾計画に移りたいと思います。

◎港湾の貨物について

昨年の第4回定例会で市長が、港湾の貨物について平成8年のピーク、これに近づけようとしているということなのですけれども、まず、平成8年の貨物量について、フェリー貨物と一般貨物に分けて示していただけますか。

○（産業港湾）港湾振興課長

平成8年の貨物量につきまして、フェリー貨物は2,353万5,420トン、一般貨物は216万9,475トンとなっております。

○小貫委員

それで、一般貨物でいけば、これもOBCの資料で見たのですけれども、1970年に383万トンというのがあったのですけれども、それ以降にこれを超えたときというのはあったのでしょうか。

○（産業港湾）港湾振興課長

昭和45年の383万トン以降、この貨物量を一般貨物が超えたときはないということで押さえております。

○小貫委員

それで、小樽港長期構想で市長は数値目標をつくると言っているのだけれども、30年先を想像できるのかという話が、私は無理だと思っているのですけれども、1986年の貨物量はどうかでしょうか。

○（産業港湾）港湾振興課長

1986年、昭和61年の貨物量でございますけれどもトータルで1,023万1,314トンで、内訳はフェリー貨物が774万3,795トン、一般貨物が248万7,519トンとなっております。

○小貫委員

このとき、フェリーというのは何便ぐらいだったのですか。

○（産業港湾）港湾振興課長

平成8年のピーク時で週25便あったということは、今手元にあるのですけれども、今お尋ねの、その時点で何便あったかというのは手元に資料がなくてお答えすることができません。申しわけございません。

○小貫委員

平成8年の当時に週25便だったということですのでけれども、そしたら、平成8年のときに石狩湾新港の貨物量、これは幾らでしたか。

○（産業港湾）港湾振興課長

平成8年の石狩湾新港の貨物量が249万5,714トンとなっております。

○小貫委員

そこから比べると、もう倍以上に新港はなっているのですけれども、北海道開発局のホームページによると、平成9年に北海道全体で2億3,842万トンで、現在が2億235万トン、こういうところですから、北海道全体は減少しているのですが、今言ったように石狩湾新港では伸びていると。その一方で、市長は長期構想で平成8年のときを目指すのだみたいなことを言っていましたけれども、そういうことになると、これは石狩湾新港への投資をやめるということで捉えてよろしいのですか。

○（産業港湾）港湾室長

私どもの現在の所管はあくまでも小樽港のことでございますので、新港への投資をする、しないということについては、私どもの見解は申し上げられません。

○小貫委員

そういうことを言っているのではなくて、長期構想の中で、市長は横田議員への答弁で平成 8 年を目指すということを言っているのですよ。ただ、そのころと石狩湾新港の条件はもう全然違って、苫小牧港の状況も全然違うのだけれども、それで、北海道の港湾の貨物量が全て伸びているというのだったらわかりますよ。新たに貨物を持ってくればいいだけの話なのだから。北海道内の貨物が伸びていないというときに、平成 8 年の当時まで伸ばすということは、少なくとも石狩湾新港を小樽市として取り扱わないということを決断しないと、これは到底無理な話ではないですかという、これは長期構想の中身なのですから、それはきちんと答えてください。

○（産業港湾）事業課長

市長の思いといたしましては、やはり平成 8 年の 2,580 万トンに近づけたいということでお話がありましたけれども、まだ現実的な状況、情勢を見ますと、現実的にはそこまでいかないのかなと。ただ、長期構想の中でどういった数値を設ければいいのか、その目標値を設定したほうがいいのかということも、今後含めて検討したいと思っておりますが、やはり先ほども申しましたとおり、2,580 万トンのピーク時、ここまでは現実的にはならないのかなということで考えております。

○小貫委員

でも、長期構想で目標値を持つのにそうだと市長は答弁しているのですよ。もう一つはそのフェリーの話です。そうしたら、敦賀便をそのために小樽港に戻さないと最低限無理な話なのですから、そういう考えで市長はいるということによろしいのですか。

○（産業港湾）事業課長

敦賀便を小樽港に戻すかどうかという話ですけれども、現実論から言いますとなかなか困難ではないのかなとは思っています。ただ、既存の航路がどのぐらいふえるのかということも含めて、今後、精査を行いながら検討していきたいということでは考えております。

○小貫委員

先ほどから言っているように、北海道の便が伸びてなくて日本海航路というのは限られていて、それなのに貨物をふやすと言ったら、今言ったように石狩湾新港をやめるというのと同時に敦賀便を小樽港に戻すということをしては到底無理な話ではないですか。それなのに議会でそうやって答弁しているのだから。それは市長の思いとしてはこういうことなのではないのですかということを知っているのですから、その辺はきちんと答えてください。

○（産業港湾）事業課長

議会答弁で、市長が答弁いたしましたその敦賀便につきましては、そういったものを戻すといったことも含んでいるのかなとは思っております。

○小貫委員

終わりにしますが、市長はそういうふうに含まれているのかなと思うけれども、港湾室としては難しい話だと思っているということで捉えておきます。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 00 分

再開 午後 3 時 25 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。
民進党に移します。

○面野委員

それでは、まず報告の中から何点が質問させていただきます。

◎日本遺産について

まず、日本遺産についてなのですが、主幹から時系列で10月以降の動きについて御説明いただいたのですが、まず日本遺産の概要として、一応2020年のオリンピック、パラリンピックまでに100個ぐらい日本遺産の認定をするということなのですが、申請のできる期限、その年度の何月に申請して何月に認定がおりるといような、単年度での時系列をお聞かせいただけますか。

○（産業港湾）中崎主幹

今、残っているのは平成30年度の申請についてこの2月1日までということでした。この後は31年度、32年度それぞれ2月が締め切りかというふうに考えております。

○面野委員

それでは、炭鉄港はまだこれからだと思うのですが、炭鉄港は平成30年度はまだ申請はされていないということよろしいのですね。

○（産業港湾）中崎主幹

炭鉄港については、今のところ、先ほど平成30年1月に会議がありましたということでお知らせさせていただいたのですが、年度内に協議会を立ち上げて31年度の申請を目指すというふうに聞いております。

○面野委員

それでは、地域型は平成31年度の申請というところまで何とかこぎつけようと今動いていらっしゃるのかお聞かせいただけますか。

○（産業港湾）中崎主幹

地域型も教育委員会と連携しながら、平成31年度の申請を目指してこれから進めていくという予定でおります。

○面野委員

次に、北前船の追加認定の件なのですが、考え方としては追加認定も、これも平成31年度の同じスケジュールでよろしいのでしょうか。

○（産業港湾）中崎主幹

北前船につきましてはもう平成30年2月に申請は終わっております。認定になるとすれば30年度の4月後半かというふうに見込んでおります。

○面野委員

それでは、個別に全て書き切れなかった、聞き取れなかったのですが、平成29年12月18日に、北前船の27自治体を追加するストーリーを何かお聞きになってきたとか、策定してきたということだったのですが、こういったようなストーリーになっているのですか。

○（産業港湾）中崎主幹

これまでは、北海道は松前町と函館市、それから、西は敦賀市までの間の11の自治体で構成されておりましたが、それが大阪から始まりまして瀬戸内海を通過して日本海側を北上してきたということで、全部合わせると38になるというふうなストーリーなものですから、それまでは日本海側ということでストーリーに記載されたものについて、瀬戸内海から日本海側ということでストーリーを瀬戸内海まで含めたという形になっております。

○面野委員

それでは事業計画案もそれに沿った事業計画案を策定されたということでよろしいでしょうか。

○（産業港湾）中崎主幹

この事業計画案ですが、これは既に認定された11の自治体が2年目に行く計画をどうするかということで、そこがちょうど新たに加わる27の自治体の初年度の計画と一緒になるものですから、中身はどういうふうになりますかということの協議をさせていただいたということです。

○面野委員

認識としては、今回追加の申請を行っている27自治体が認定されるとなれば全て認定されるというような意識でよろしいのですか。

○（産業港湾）中崎主幹

それは審査委員会に諮られて決まるものですから、今、この場では何とも申し上げられません。

○面野委員

では、27のうち幾つか落とされるかもしれないという可能性はあるということなのですか。

○（産業港湾）中崎主幹

可能性としてはあるかと思います。

○面野委員

あとは、地域型にしてもシリアル型にしてもそうなのですが、やはり積極的ではない自治体は認定を取り消されるというようなお話も聞いたことがあるのですけれども、やはりシリアル型に関しても、認定された後に、自治体間で連携しながらやっていくと思うのですが、そういった認定の取り消しが行われるケースというのはいり得るのでしょうか。

○（産業港湾）中崎主幹

文化庁でそういうような方針を決められているというような情報は入ってきておりますが、実際に取り消しになったですとか、そういうようなお話は今のところは聞いておりません。

○面野委員

引き続き、炭鉄港、地域型も申請はこれからだと思いますのでよろしく願いいたします。

◎小樽市地域雇用創造計画（案）について

次に、小樽市地域雇用創造計画（案）について、何点かお尋ねしたかったのですが、資料3-1の計画（案）なのですが、これはどのように使われる案なのか。

○（産業港湾）商業労政課長

この地域雇用創造計画は地域雇用開発促進法第6条に基づき、市町村が策定するものですが、地域の中で地域の重点分野を定めて、その地域の方が自発的に雇用を創造する取り組みをする内容を予算でも計上しまして、実践型でやるのですが、一方、その市町村でも、その雇用創出のための取り組みをする計画として作成する必要がありますので、繰り返しになりますけれども、この地域雇用開発促進法第6条に基づいて計画を策定して、この計画に基づいて、雇用を創出する取り組みを進めると、そういった目的のものでございます。

○面野委員

タイミングとして、現在示されているのは創造計画（案）ですが、本計画になるその土台という認識でよろしいのでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

この計画はあくまで法律上、厚生労働大臣に協議をして同意を求めるということになっておりますので、ただいまの段階で計画（案）となっておりますが、同意をいただけましたら計画ということで進めることになります。

○面野委員

中身で、7ページの「目標」について、表がアウトプット、アウトカムというふうに書いているのですが、この表について御説明いただいてもよろしいですか。

○（産業港湾）商業労政課長

7ページの「目標」についてですけれども、最終的にはアウトカムに示してあります人数、3年間で右下に146という数字がありますが、こういった146人の雇用を創出することが目標でございまして、平成30年、31年、32年に46名、50名、50名ということでトータル146名の雇用を創出すると、そういったことで設定しております。このアウトカムを達成するために、アウトプットとしまして、雇用拡大メニューですとか、人材育成メニュー、就職促進メニュー、こういった取り組みにどれだけの企業、どれだけの人が参加していただけるか、そういった見方をいただければよろしいのかなど、そのように考えております。

○面野委員

次に、8ページに小樽地域雇用創造協議会の会長が中野弘章氏という産業港湾部長になっていると思うのですが、一応退職されるというふうにお聞きしているのですけれども、次の会長の候補者というか、当てはどうなっているのでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

この協議会では規約を策定してございまして、小樽地域雇用創造協議会規約、これは平成30年1月26日に総会で定めたものでございますけれども、この規約の中で、会長は小樽市産業港湾部長をもって充てると、そういったことで定めてございます。

○面野委員

◎新北海鋼業株式会社跡地について

それでは次に、新北海鋼業の報告について少しお聞きしたいのですけれども、まず形質変更時要届出区域とはどういった区域なのか御説明をお願いいたします。

○（産業港湾）富樫主幹

これは土地の形質を変更するというので、具体的に申し上げますと、50センチメートル以上の掘削というか、行う場合に北海道に対して届け出義務が生じると、こういうところでございます。

○面野委員

海側の敷地の売却が成立したときには、海側はこの区域には該当しない区域だったのですか。

○（産業港湾）富樫主幹

海側の区域に関しましては新北海鋼業株式会社が以前使っていた建物をそのままお使いになっているものですが、もしそこが撤退したり、工場が廃止になったりとか、建物を取り壊したりすると、残置されるものが出てきた場合はそのような可能性というのがあるのですけれども、山側は全てそれを取り壊して、基礎構造物が残置されていることによって形質変更時要届出区域に指定されているところでございます。

○面野委員

建築、建設することが難しい区域ということだったのですが、この日進製作所の用途というか、使途が製品置き場を確保したいということなのですが、屋根とか、雨よけとかも必要ない、本当に空き地でよろしいということなのですか。

○（産業港湾）富樫主幹

現時点では、先ほどの形質変更時要届出の中の対象外とされているのが、その土地の上に、例えば砂利をひいたりとか、鉄板をひいたりとか、そういうようなことであれば、形質自体は変わらないのでやっぴいよというように、現時点の計画として日進製作所はとりあえずそういう砂利とかをひいて、橋梁であったりとか、そうい

う資材を置くことに使うというふうに聞いております。ただ、将来的にはクレーンを設置して、長いものを移動したりとかというのができるようなものを構築したいというような話はございまして、その部分については、先ほどの形質変更の範囲内で可能というふうに聞いております。

○面野委員

最後になるのですが、雪堆積場として、平成27年からここを小樽市が使用しているということなのですが、日進製作所は冬季は使用しないという認識でよろしいのでしょうか。

○（産業港湾）富樫主幹

現在のところ、雪堆積場の4万平方メートルのうち2万平方メートル、半分を使用しているというような状況でございまして、日進製作所の当面使用するところは2万平方メートルで十分足りるということでございました。

○面野委員

◎生産性向上特別措置法案について

次に、生産性向上特別措置法案について何点かお聞きしたいのですが、この対象設備を見させていただくと、割と製造業、建設業、土木業がメインなのかなという感じがするのですが、それ以外の分野でもやはり、この補助を受けることというのは可能なものなのでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

今回、お配りしてございます資料5でございまして、対象設備に記載がありますとおり、「商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する設備」ということで、もともとの国の想定としては、余り業種を絞らないで幅広い対象業種というものを想定しているというふうなことでございますので、確かに見る限りでは製造業等がメインなのかなというふうには見えますけれども、国の考え方はそういう考え方。それから、今後、市でも計画をつくってまいりますけれども、そういった対象業種についてはその計画の中に盛り込んでいくということになるのかなというふうに考えています。

○面野委員

「生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記設備」ということで、素人にはなかなか難しいような考え方というか、そういったようなハードルなのかなと思うのですが、やはり、こういう手続を進めるに当たっては、商工会議所なども連携していくような感じになるのでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

今、お話のありました商工会議所という部分もあるのかなというふうには思っているのですが、そもそもの設定の中で、認定支援機関というふうなものも必要だということもお聞きしている部分もありますので、例えば金融機関ですとか、そういった方との連携というふうなこともあろうかと思えますし、なかなかその計画も、企業も計画をつくらなければならないというふうなものもございまして、そういったその関係機関、あるいは、当然、私どものスケジュールの中でいろいろはめ込んでやっていくような部分も出てきますので、そういったところは連携、調整しながら取り組みを進めていくといったことも必要なのではないかと思っています。

○面野委員

新規で起業される方への促進の補助金などというのは商工会議所が窓口で行っていますが、この措置法の補助についての事務的なものの窓口は市役所で行うというような考え方ですか。

○（産業港湾）産業振興課長

商工会議所とも、当然いろいろ連携していかなければならないなというふうには思っておりますけれども、資料にございまして、上の二つ目の枠組みなのですが、まず、その基本計画を市がつくって、国に協議をして同意を得るといったものがまずございまして、市内の中小企業者にとりましては、その市の計画に沿った導入計画、これをつくって、市に申請をして市が認定をするということがこの支援措置の前提と言いますか、枠組みにな

ってございますので、そういった部分では当然、市というふうな部分の役割というのは重要なのかなというふうにご考えてございます。

○面野委員

あと、こういったような補助制度を小樽市が行いますという旨、周知ももちろん大切だと思うのですが、事前に利用したい、したくないの意識調査などというのは行う予定はないのでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

今のところは、意識調査というふうなことは考えてはいないのですが、まずは、今回の特別措置法案ということでこういうふうな制度がある。それから、この特別措置法案に絡んで、先ほども報告申し上げましたけれども、いろいろな補助金が優先採択になるといったような、そういった部分もこの法案に連携してございますので、そういった部分の周知、今お話もありましたけれども、周知については十分行ってまいりたいなと思っておりますし、あとは、調査を行う予定は今のところはないのですが、こういった情報を得た企業からの問い合わせ等につきましても数件もういただいている状況でございますので、そういった中で中小企業者ともいろいろお話ししながら進めてまいりたいなというふうにご考えてございます。

○面野委員

もう1点なのですが、固定資産税が最大3年間ゼロということで、たしか国からの補助と、あと各自自治体が補填しなければならないかというお話はまだそこら辺は決まっていないのですか。

○（産業港湾）産業振興課長

これは、私の説明も悪くて、わかりづらかったかもしれないのですが、この特別措置法案自体は、先ほど申し上げたスキームの中で、固定資産税も支援を行うというふうな制度が一つと、あとは、この法案とは別に、資料の3番にあります補助金、これはまた補助金として別に制度がありますので、そこはまず別になっているというふうなことなものですから、この措置法案自体では、その補助金というものは現在のところは設定されていない。補助金は事業者が使うここに記載の四つの補助金が優先採択の可能性がありますよというふうなアナウンスがなされてございます。それから、補助金ではなくて、税収部分の今、お話もあったかと思うのですが、そちらにつきましては、今回、課税標準をゼロにするということで、交付税の算定の仕組みとして交付税が措置されると。なかなか御説明しづらい部分もあるのですが、結果として課税標準をゼロにするので、交付税が平たく言うと75%程度措置されるというふうなことのものですから、新たな設備投資があつて多少の減収部分はあるかもしれないのですが、税収としては新たな設備投資にかかわって新たに入ってくるというふうな部分もあるのかなというふうにご考えてございます。

○面野委員

◎小樽ショートフィルムセッションについて

それでは、次に、小樽ショートフィルムセッションについて何点かお伺いしたいと思います。直近で先日開催された第5回小樽ショートフィルムセッション上映会、表彰式、私もようやく参加することができました。まずは運営、撤収、皆様お疲れさまでした。急遽、厚かましかったのですが、交流会まで参加させていただくことになりまして、私個人としても、いろいろな方との意見交換もできて、すごく私自身も楽しく、また、意義が深まったのかなというふうに思っております。その中で何点か、今後の展望も含めて質問させていただきたいと思っております。まず、過去3回の上映会、表彰式の来場者数の推移について、御説明していただきたいと思っております。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

3月10日に行われました小樽ショートフィルムセッション、過去3回の来場者ということでございますけれども、2年に1回行われまして、平成25年度第3回が来場者総数300名、第4回の27年度が310名、第5回であります、せんだつての29年度、これが250名と、こういった推移になっております。

○面野委員

若干減少しているというような印象ですけれども、こういった周知、または来場者数の増加について、事前の対応というのをされているのか、お聞かせいただけますか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

新聞報道もありますし、ホームページ等では、入場無料ということで、いろいろな形で周知しております。今回 2 割ほど来場者が減ったのですけれども、原因としては、応募の作品数自体が減っているという状況下にある中で、作品数が減るとやはりその御家族とか、友人ですとか、比例して減ってしまいますし、ノミネート作品、そういうふうには上映されない方も、どんな優秀作品が上映されるのかということで、その関係者も減るということもありますので、周知はいろいろとやっているのですけれども、応募作品の増と掘り起こしが、来場者にもつながるものではないかなという分析を今しているところです。

○面野委員

イベント自体は、すごく私もいいイベントだなというふうに感じていますし、審査員の方ですとか、今回ロケーションジャパンの編集の方もいらして、すごくいいイベントで引き続きずっとやってほしいというような意見も聞こえてきました。ただ、今応募者数の減少と、来場者数の減少が少しつながっているということで、やはり何か打っていかねばいけないのかなというふうにも感じているのですけれども。以前、室蘭市の撮りフェスという、動画でも映画でもないのですが、スチールのイベントで、大体 2 日間ぐらい市内を歩き回ってもらって、カメラ撮影をして、そのコンテストを最終日に行うというような、二、三日市内を回遊するようなイベントになっているのです。もちろん映画祭なので、これをそのままそっくり連携というか企画に盛り込むということは、なかなか難しいのかもしれないのですけれども、そういった何か単日ではない、1 日では終わらないような何か企画も少し必要なかなと思うのですが、やはりその辺、今の状況ではなかなか難しいというふうには考えますか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

単日ではなくて、複数にわたるようなイベントの持ち方ということでございますけれども、やはり写真と違って作品として何か月もかけて作り込んでいかなければならないというのがあります。ただ、夏に映画の映像とか音響とか照明も含めた勉強会、ワークショップをこの 2 日にわたって、合宿の形で開催しております。そこに学生ですとか、大学生、高校生等も参加をさせていただいて、プロの映画監督等による技術的な指導を行っています。それで、そのワークショップは無料で、そういった映画、映像制作にかかわる勉強ができるということで、そこに出て勉強していただいた方については、半強制的にと申しますか、このショートフィルムセッションへの出品をお願いするというような形で、そういうような連携も今行っているところです。

○面野委員

プラスアルファで御案内についてなのですからけれども、過去の応募者であったり、ワークショップを経験し参加された方などには、周知はなされているのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

過去 5 回全部の経験者といいますか、過去の応募者には全員、もちろん今回もお願いしますということで、周知をしていますことに加えまして、市内とか近郊のそういった映像制作の関係する部活といいますか、サークルとかを持っていらっしゃる高校、それから大学に直接出向いてお願いに回っているというのもあります。それから、制作関係者とか小樽フィルムコミッションの関係者とか、審査員の仲間とかというの、口伝えで何とか出品をお願いするというように、いろいろな形で宣伝、応募作品がふえるような取り組みをやっているのですけれども、今回寂しい結果になりました。

○面野委員

また 2 年後楽しみにしておりますので、何とか応募者がふえるように、私も協力できるところは何とか協力して

いきたいなというふうに考えています。

次にコミッションの運営についてなのですが、現在会員数というのはどれぐらいいらっしゃるものなのですか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

小樽フィルムコミッションの会員数ということでございますけれども、個人と法人の会員に分かれてまして、平成28年度、昨年度は個人が153名、法人が11企業。現在、29年度で昨日までの結果としては、個人が157名、法人が11企業ということで、今回のショートフィルムセッションの来場者に、入会をお勧めというか促すようなチラシを配りまして、おととい3名個人会員がふえたので、その結果として昨年度から比べまして、合計個人で4名ふえているというような会員数でございます。

○面野委員

私も会員にはなっていて、入会させてもらってもう2年ぐらいたつのですが、会員を増加させるために何か、上映会のときに私もアンケートの用紙の裏に添付された入会申込書は見たのですが、それ以外に何か日々、コミッションで活動されているようなことというのはあるのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

当日以外でということで申しますと、フィルムコミッションで作成しております、映画のロケ地マップというのをお手製でお作りさせていただいているのですが、その裏面に、会員募集中というような周知をしたり、それを札幌で行う観光物産展とか、そのときに配って、あわよくば会員になってもらおうとかという取り組みですとか、市役所の全課対象の全課メールですとか、ホームページとか、フィルムコミッションのホームページ、フェイスブック等で拡大できるように周知をしているところでございます。

○面野委員

会費もコミッションの運営費の中では大きなパイになっているのかなというふうに思うのですが、コミッションの運営費が増加して少し余力が出た場合、何かこういったような事業なり展開なりというのは考えてはいるのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

フィルムコミッション会員の会費の額そのものは、それほど大きくないものですから、何十人かふえても額面が大きく膨らむということが考えづらいので、新規事業をそのふえた分で何かということになりますと、少し難しいかなと考えますけれども、その中で年2回発行しております、フィルムコミッション通信とか、それを拡充していくとか、誘致の経費を膨らませていくとか、そういった主に会員に還元できるような取り組みをもって、増額分をそういった取り組みに充てていきたいなというような考えはあります。

○面野委員

次に、応募作品、上映された作品の利活用についてなのですが、平成30年度はロケ地の誘致なんかにも力を入れてやられるということで、本会議などでも一部取り上げられていましたけれども、ロケ地誘致、観光振興、あと昨年も私たちから教育現場での活用方法を提言させていただいたのですが、現在どのように利活用しようと考えているのか、お聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

今回の優秀作品等につきましては、委員がおっしゃられるとおり、教育現場といいますか、小・中学校全校に配布させていただいて、何かそういった文化的な教育の側面で生かしていただきたいなというのがありますし、観光物産展、先ほども申しましたけれども、観光物産展のブースで上映をしたりということも考えています。それから、ロケーションツーリズムという考え方、一つのツーリズムの考え方があるのですが、その展開の一つとして、本会議でも松田議員の質問にお答えした件で、ロケ地と御当地グルメの祭典「全国ふるさと甲子園」というのがあ

りまして、ここは全国的に小樽はロケのまちだということを訴えることができるということと、ここにロケ地を探しに来ている映像制作関係者が多数いらっしゃいますので、この方にPRして、プロモーションを実施したいという、まだ予定ということでございますけれども、この中で、今回の優秀作品を上映して、さらに小樽もこんな切り口でやっているのだよというのと、こんなロケーションがあるよということのPRもあわせてやってまいりたいなと考えております。

○面野委員

ロケーションジャパンの方とも交流会でお話ししていたのですけれども、やはりそのロケツーリズム、シティプロモーションという部分では、こういった取り組みの材料が非常に有用なものになるのではないかとというようなことで、私も意見交換をさせていただきました。その夏のイベントも含めて、作品もさることながら、やはり皆さんの人柄のことも、ロケーションジャパンの方はお褒めになっていましたので、人間的な部分も連携を図りながらこれからこの小樽のいいものを発信して行っていただきたいなというふうに考えています。よろしくお願いします。

◎港湾計画について

それでは、港湾計画についてお聞きします。

今、港湾計画の改訂については一時中断ということなのですけれども、ただ既存の港湾計画は、今も進行中だと思いますので、先日の議論を踏まえると、平成32年7月以降にならないと、まず港湾計画なり長期構想なりというのがまとまらないというふうにお聞きしました。それまでの間2年以上まだ時間がありますので、現在の港湾計画の進め方について少しお尋ねしたいと思います。代表質問で、中村誠吾議員が港湾について質問していましたけれども、まず指定保税地域について、この指定保税地域に北海道内で指定されている件数と、全国の件数というのはどのぐらいあるものなのか、御説明ください。

○（産業港湾）管理課長

北海道におけます指定保税地域の箇所数と、全国の件数ということなのですけれども、北海道内は小樽港を初めまして、函館港の2カ所と。道内2件を含めた全国での件数は89件となっております。

○面野委員

道内は2件なのですね。やはり2件というのは、この指定保税地域があるから、そこに荷物を運びたいというようなそういう有利なものとして考えてもよろしいのですか。

○（産業港湾）管理課長

指定保税地域といいますのは、御存じかと思えますけれども、関税法第37条で、これは財務大臣が指定することでございますが、小樽にとってはやはり小さい企業の方か個人の方、車1台からそういう手続が取れるということを考えますと、非常に便利なものだというふうには認識しております。

○面野委員

それでは、指定保税地域と保税倉庫の違いを御説明してください。

○（産業港湾）管理課長

指定保税地域と今、保税倉庫とおっしゃられましたけれども、保税蔵置場というのが正しいかと思うのですが、まず指定保税地域というのは、先ほど申しましたとおり、関税法第37条で規定されているのですけれども、「国、地方公共団体又は港湾施設若しくは空港施設の建設若しくは管理を行う法人であつて政令で定める者が所有し、又は管理する土地又は建設物その他の施設で、開港又は税関空港における税関手続の簡易、かつ、迅速な処理を図るため、外国貨物の積卸し、若しくは運搬をし、又はこれを一時置くことができる場所として財務大臣が指定したもの」をいいます。

一方、保税蔵置場といいますのは、関税法第42条で規定されているのですけれども、保税蔵置場とは、「外国貨物の積卸し若しくは運搬をし、又はこれを置くことができる場所として、政令で定めるところにより、税関長が許

可したもの」というふうになっております。

○面野委員

中古自動車ですとか、農機具を輸出する際に利用されているというのは、どちらになるのですか。

○（産業港湾）管理課長

中古車、農業機械ということになると主に第 3 号ふ頭の指定保税地域がほとんどを占めているというふうに認識しております。

○面野委員

その利用料金というのは、やはり安いメリットはあるのですか、小樽の場合は。

○（産業港湾）管理課長

利用料金の安さということ、他港との比較ということになると思うのですが、私が聞いているところでは、今、函館港に指定保税地域があるのですが、函館港はコンテナヤードがメインと聞いておりますので、一概に料金の比較というのはできないかなというふうには認識はしているのですが、小樽の場合、小樽市港湾施設管理使用条例の別表で、指定保税地域の蔵置使用について、蔵置期間は 5 日までごととなっており、5 平方メートルの区画範囲に蔵置することができる外国貨物が 1,000 円と。5 平方メートル区画の範囲に蔵置する場合を除き、10 平方メートルの区画範囲に蔵置することができる外国貨物が 1,500 円と。さらには、10 平方メートルの区画範囲に蔵置することができない外国貨物が、1 台また 1 個につき 2,000 円となっておりますので、段階的にこういう料金の設定もされていますし、輸入者が目的に応じた区画をみずから選択できるという部分を考えますと、非常にリーズナブルなものだというふうには考えています。

○面野委員

その中古車の輸出業者は、この指定保税地域をうまく利用しているというふうに思うのですが、北海道の中古車の輸出の割合というのは、小樽港はかなり大きい割合を占めているのですか。

○（産業港湾）港湾振興課長

中古車輸出の北海道における小樽港のシェアですが、平成 28 年の統計で言いますと、全道の輸出量が 4 万 7,686 トンで、小樽が 4 万 5,220 トンですので、シェアは 94.8%ということになります。

○面野委員

やはり地の利というか、使いやすいこともあって、今の数字では、ほぼ小樽港からということになっているのですが、現在港湾計画を進められているのは、第 3 号ふ頭はクルーズ客船の一応客船対応の施設というような方向で計画が進められていると思うのですが、こうなった場合に、第 3 号ふ頭では、通常どおりのそういう中古車であったり、輸出関連の機能というのは保持できるものなのでしょうか。

○（産業港湾）管理課長

将来的に第 3 号ふ頭が旅客ふ頭施設に変わってくる中で、今後、今の場所で、指定保税地域が維持できるのかどうかということですが、第 3 号ふ頭全体が旅客ふ頭施設として変わるのであれば、その時点では指定保税地域としての活用はできないのかなというふうには考えています。

○面野委員

その際、指定保税地域については、どこかに機能移転するというような考え方でいいのですか。

○（産業港湾）管理課長

たしか中村誠吾議員の代表質問でも答弁しているかと思いますが、第 2 号ふ頭への指定保税地域の移転について今後函館税関の小樽税関支署と協議しながら検討していきたいと考えています。

○面野委員

その機能移転については、現状の港湾計画に沿ってというような考え方でよろしいのですか。

○（産業港湾）事業課長

港湾計画の中では、指定保税地域の位置づけというのはございませんので、運用上の話でございますので、これについては、また別途港湾計画とは別に検討してまいりたいと考えています。

○面野委員

ただやはりゾーニングという部分では、第 3 号ふ頭をどういう取り扱いにするか、第 2 号ふ頭はどういう取り扱いにするかというのは、やはり計画の中で全体像はバランスを取っていかねばならないと思うのですけれども、その辺は余り考えないで、その都度、第 3 号ふ頭で保税地域が取れないから、ではまず保税地域の機能はこっちに移そうか、その後、またほかのところを変えたら、ほかの今までやっていた既存のところではできないので、またこっちに移そうかという、そういう個別で考えていかれるものなのですか。

○（産業港湾）事業課長

保税地域等の取り扱いにつきましては、港湾計画を平成22年に、改訂するという事で手を挙げさせてもらいましたけれども、平成26年に小樽港研究会というのを立ち上げて、小樽港の物流についてということで検討を進めてきております。この中で、今、第 3 号ふ頭を旅客船埠頭にする、そういった場合に、指定保税地域をどこに持って行ったらいいのかという検討もされておまして、この結果の中では、今、小樽港においては第 2 号ふ頭が一番適地であるというような中で検討されておりますので、こういったものを踏まえた中で、港湾計画を進めていくという形になっておりますことから、場当たりの計画ではないということでございます。

○面野委員

それでは、その第 2 号ふ頭に機能を移すということなのですか、簡単に移せるものなのですか。事務的な面であったりとか、その船が着けられる、着けられないですとか、後はやはり利用者の意見などもあると思うのですけれども、その辺はどういうふうにお考えですか。

○（産業港湾）管理課長

指定保税地域の移転ということになりますと、当然先ほども説明したとおり、指定については財務大臣の指定というかそういうものがなくなってくると思いますので、当然、地元の函館税関の小樽支署と協議しながら、必要な手続だとか、あとは指定に当たっては、公聴会等を開催した上で、意見を聞きながら進めていくことになるというふうに考えています。

○面野委員

今客船で第 3 号ふ頭を進めておりますけれども、その辺の指定保税地域の機能移転については、今ほど御説明いただきました財務省なり函館税関については、打診なり感触なりというのは確かめているのですか。

○（産業港湾）管理課長

正式な文書をもって協議しているわけではございませんけれども、地元の小樽支署とは、随時情報交換をしながら今後の進め方などを相談しているような感じでございます。

○面野委員

やはり今進めている既存の港湾計画も、現状の小樽の港湾施設を見たときに、全部が軽易な変更ですとか、その計画に沿っていないという、バランスが取れていないのかな、現代に合っていないのかなというふうにも感じてしまうわけなのですか。ですから、一時中断ということで、他の委員の方も、中断なんかしないで改訂の作業を進めろというような御提言もされておりましたけれども、こういった全体のバランスを考えた港湾計画、あと長期構想ですか、こういったものを進めていかないと、場当たりのとまでは言いませんが、こちらのもともと持っていた機能が、土地なりスペースなりが足りなくなったからこっちに移していこうとか、そういった港湾の整備というのは、やはりもっと全体的に見ていかないといけないのかなというふうに思いますので、その点も踏まえて、基本理念をどうしてもつくるのであれば、もう少し時間を詰めて、早目に港湾計画の改訂作業に移っていただ

きたいなというふうに思います。ここで言っても、庁内会議で決まるので、なかなか届かないのかなというふうに思いますけれども。

○委員長

民進党の質疑を終結いたします。

公明党に移します。

○秋元委員

◎報告を聞いて

まず、報告を伺って何点か伺いたいと思います。

初めに、日本遺産につきましては、炭鉄港また北前船につきましても、ぜひ準備万端、日本遺産に認定されるように努力していただきたいということが一つと、あとは特に北前船につきましては、寄港地フォーラムなどの様子を聞きますと、回を重ねるごとに非常に盛り上がり地元の経済効果も非常にあるというお話を伺っておりますので、小樽市におきまして北前船は、少し出おくれ感があつたのかなという感じは、私なりにしているのですけれども、ぜひ認定に向けて努力していただきたいなというふうに思います。

次に、生産性向上特別措置法案に関連してと、地域未来投資促進法に基づく小樽市基本計画、あとは小樽市地域雇用創造計画、まとめて聞きますけれども、以前からお話しさせていただいているのですが、実はこういう国からの補助ですとかがある事業につきましては、ぜひ一つ一つの事業ということではなくて、ぜひ地域経済の活性化だったり、雇用の促進という部分では、三つの事業とも関連しているというふうに考えるのですが、その上で、小樽市地域雇用創造計画で、資料 3-3、この中で地域重点分野として観光産業分野と食関連産業分野を重点分野というふうにされているのですけれども、この二つに絞った理由というのはどういう理由なのでしょう。

○（産業港湾）商業労政課長

まず、観光につきましては、本市の総合戦略の中でも、観光を軸とした産業振興、こういったことを位置づけております。当然こういった施策と連携しながら国のメニューを活用してやっていくということになりますので、そういう観点から本市の強みである観光というのはまず重点分野として位置づけております。

次に、食につきましても、小樽市の産業の中で、製造業、特に食料品製造業が多いと、そういった実態もあります。また、その地域の課題として、人口減少、経済規模の縮小、あとは交流人口の増加ですとか、域外消費の拡大、こういったことに取り組むためには、そういった観光、あとは食、そういった分野を重点分野と設定して取り組むことが、そういった取り組みをやっていくことが市の総合戦略と合致しますし、地域の力強い経済に資すると、そのように判断して設定したものであります。

○秋元委員

私も否定するものではないのですが、ただ先ほど言った、ほかの事業との整合性を考えますと、例えば地域未来投資促進法に基づく小樽市基本計画では、経済的効果の目標をというふういうたつてある部分がありますけれども、地域経済の牽引事業を 5 件創出していくという中で、例えば観光も入っていますし、金属製品の製造、プラスチック製品の製造業、あとは物流も入っています。また食料品も、エネルギー関係も入っているのですが、どれも重要だというふうに思うのです。確かに小樽市地域雇用創造計画の中で、あれもこれもというふうにはならないのかもしれないのですけれども、雇用という部分を考えれば、せっかく地域経済を牽引する事業として、この五つの分野について力を入れていくというような取り組みをする中で、別のその事業では、観光、食というふうな二つに絞る理由もないのかなというふうに思うのです。一つ要望なのですけれども、余り長く質問できないのですが、この雇用創造計画の中でうたわれている事業を見ますと、やはり当然観光と食関連のセミナーが開かれることになっているのですが、ほかの事業との整合性をとりますと、例えば、小樽港を活用した販路拡大の可能性みたいなセミナー

ですとか、そういうものもぜひ考えてはどうなのかなというふうに思うのですよね。小樽港の活用という部分では言われていますけれども、実は企業と人をマッチングさせる場所はあるのですが、企業と企業をマッチングさせる場所というのが、なかなか小樽の中ではないのかなというふうに思うのですよね。実は石狩湾新港の港湾計画改訂の際の、背後地の企業のアンケートなどにもあったのですが、港の利用の仕方がわからないみたいなことを書いていた企業があったのです。そういうことを考えると、やはりもっと小樽市の小樽港を活用してもらって働きかけが必要なのだろうと。食品もそうですし、製造業もそうですが、せっかくいいものをつくっても、その販路拡大をしようとしている中で、小樽港をぜひ使ってくださいというような、そういう取り組みも積極的に行っていただきたいというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○（産業港湾）商業労政課長

この雇用創造計画の中では、取り組むための資源といたしまして、歴史的な小樽の背景ですとか、そういったものをその中に、北海道の物流拠点でありました小樽港というのも歴史的背景ということで位置づけております。今、委員から御指摘がありましたように、具体的に今回の計画の中で、小樽港を使ってこれを域外に運ぶとか、そこまでは正直盛り込んでおられませんけれども、そういった市内の企業の方に、当然小樽港の歴史的背景を理解いただくようなセミナーですとか、事業に取り組む中で、そういった情報の共有といいますか、そのようなことはやっていきたいと考えています。

○秋元委員

それで、きょう資料をつけていただいた中で、企業立地促進法と、道央中核地域基本計画ですか、これで二つ、札幌臨海小樽・石狩地域の基本計画と二つ載せていただいたのですが、これの小樽市での実績というのは今わかりますか。もしわかればお聞かせいただけますか。今わからなければいいのですけれども。

○（産業港湾）富樫主幹

この基本計画に基づく実績というのは、課税免除を実施した事業数ということになりますけれども、例えば平成 28 年度申請分、年度で言うと 29、30、31 年度の固定資産税の減免をした企業数で申し上げますと 10 社ということになっております。例えば 1 年前の平成 27 年度申請分、28、29、30 年度の免除ということであれば、これは 5 社ということになっております。30 年度のこれからの部分につきましては、今、資産税課とも協議しまして、課税免除額の算定を急いでいるところでございます。

○秋元委員

それで課税免除というのは、ほかの自治体でもやっているかと思うのですけれども、小樽市のほかの地域、他市に比べて優位性というのは、どういうものがあるのでしょうか。

○（産業港湾）富樫主幹

例えば、私どもは新設の場合には固定資産税の減免を土地、建物、あるいは償却資産という形で 3 年間全額減免しているというところでございます。大体この課税免除なりを 3 年間というのは、道央圏の自治体であれば一般的でございまして、例えば、土地の課税免除をやっているということに関しては、本市だけということではないですけれども、非常に少ないところでございまして、こうしたところは優位性になろうかなというふうに考えております。

○秋元委員

次に行きますけれども、私も以前からお話しさせていただいていますが、特に石狩市に何度か行って、さくらインターネットの石狩データセンターとかも見せていただいて、そのときの石狩市に決定した理由も伺いましたけれども、やはり石狩市の市長を初め、非常に企業誘致には力を入れているなというふうに感じました。だからと言って、小樽市は力を入れていないということではないのですけれども、もう一つ何か少し足りないのかなと。何というのは私にも言えませんけれども、ただやはり相手の企業からすると、魅力というのは感じている部分で、石狩

市のほうに行ってしまったというお話もありましたが、ぜひ他市にない、小樽市にしかない魅力もあると思いますので、ぜひ企業誘致をお願いしたいなというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

◎北海製罐株式会社について

それでは、質問に入ります。初めに、北海製罐株式会社の非常に残念な報道がありましたけれども、人員縮小に関連して伺いたいと思うのですが、まず概要について伺いたいと思います。

○（産業港湾）産業振興課長

概要につきましては、ことしの2月21日に北海道新聞でも報道がございましたけれども、まず北海製罐小樽工場におきましては、食品缶を製造、これが非常に大きな割合を占めてございます。そのほか、飲料缶、18リットル缶、こういったものを製造しているものでございます。今回の報道の概要につきましては、来年4月を目途に、需要の減少を受けた不採算部門、これは食品缶ということになりますが、こちらの不採算部門を統合することによりまして、製缶ラインは9ラインあるのですが、そのうち3ラインを停止、従業員の一部を他の工場等へ配置転換する予定という、そういうふうな概要になってございます。

○秋元委員

たしか報道では、従業員数125人というふうになっていたと思うのですが、その配置転換による影響というのはどのぐらいと言ったら失礼なのですが、どのぐらいの影響があるというふうに現時点で押さえているのか伺えますか。

○（産業港湾）産業振興課長

報道は、小樽工場の従業員数125名というふうになってございましたが、工場長に確認しましたところ、従業員数は現在200人弱というところでございます。配置転換等の報道もありましたけれども、現在その何名ということは全く決まっていなくて、小樽工場としましても、これまでのそういった食品缶、こういった強みを生かした新しい事業等の再生に向けた取り組みを現在検討しているというふうなことでございまして、そういった従業員の配置転換、これは最小限にとどめていきたいというふうなことで、意向をお伺いしているというところでございます。

○秋元委員

配置転換の人数は、現在はわからないということなのですが、製缶の9ラインのうち、三つのラインが停止されるというふうに伺ったのですが、三つのラインに携わっている方というのは、実際何人ぐらいいらっしゃるのですか。

○（産業港湾）産業振興課長

その3ラインの方の人数につきましては、確認できてございません。

○秋元委員

私が心配するのは、当然人口にも影響があるでしょうし、税金にも影響があるというふうに思うのですよね。今回の第1回定例会の議案説明の際にも、市税収入がふえるというお話を伺って、非常に喜んでいたところですが、実際9ラインのうち3ラインを停止して、従業員の方を配置転換、何人の方かわからない状況ですが、当然御家族も含めると、一定程度影響がある数字になってくるのかなというふうに考えると、非常に危惧をしているところです。ほかの企業に対する影響というのは、現在わかっている範囲で構わないのですけれども、あるのでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

今お話がございましたその従業員の部分につきましても、他の会社の方が工場の中でお勤めになっているというふうな現状もございまして、それ以外にも製造工場でございますので、いろいろな資材ですとか部材ですとか、あるいは運営するに当たってのいろいろなサービス関連も含めた、取り巻いている業界というのは非常に大きいのかなというふうに思っておりますので、今具体的にそのどこがどうというようなお話はできませんけれども、幅広

くその影響が及ぶ可能性はないとは言えないのかなというふうに思っております。

○秋元委員

もちろん資材もそうですし、あとはその機械のメンテナンスですとか、電気系統のメンテナンス等も含めると、結構関連する、かかわりのある企業というのはあるのかなというふうに思うのですけれども、ぜひまた新しい情報等がありましたら、お聞かせいただければと思います。

◎観光客の動態調査について

それでは、次に移ります。今年度の当初予算で計上されておりましたが、観光客の動態調査、これは5年ごとに動態調査をされているということなのですけれども、過去におけるこの動態調査の状況、方法、これをお聞かせいただきたいのと、また今回はどういう方法で行われるのか、伺いたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

前は平成25年度に実施されたもので、調査の方法といたしましては、市内を七地区にわけまして、そこに調査員を配置しまして、調査員が直接観光客からアンケート方式で聞き取る方法です。中身としましては、どういう観光客が、誰と一緒に、どういう目的で、どんな交通機関を使って、何日いるのか、何時間いるのか、それからどういったところを小樽で見て回って、どういったところから来て、どういったところに行くのか、それと、使用金額は幾らか、というような項目で、25年度にやっけて、今年度もこれを踏襲したような形で、手法としてはそのようになっております。それとは別に、11カ所の主要の宿泊施設、ホテルを中心に、とめ置きといいますか、アンケートの御協力、ノベルティを用意して、それに書き込んでいただく集め方も一つあります。それと、調査員は日本人で、外国語は多分できない方が多いので、外国人観光客のみを対象とした調査を、小樽市観光物産プラザの小樽国際インフォメーションセンターの通訳スタッフによって実施します。春・夏・秋・冬の4回でやるのですけれども、外国人から徴するアンケートについては、年内時期を決めないで随時いただいております。

○秋元委員

以前にたしか小樽商科大学と小樽観光協会でしたっけ、小樽市でしたか、動態調査をやったというような報道があったかと思うのですけれども、商大ではなかったですかね。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

記憶で言いますと、深田教授のゼミナールの中で、スマートフォンを使ったのか、ペーパーを使ったのか、わかりかねますけれども、小樽商大でやったというのが、情報としてはあります。

○秋元委員

今回のその事業費、中身はあれですけれども、これはほとんどが人件費ということなのですかね。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

事業費、額面はあれですけれども、調査、集めたデータのパンチ、これの臨時職員の採用費がほとんどを占めております。それと、調査協力もボランティアの方を使うのですが、無料でというわけにはいかないもので、幾ばくかの報酬を支払いますので、臨時職員と調査協力調査員の報酬がほとんどを占めております。

○秋元委員

ほかの市の状況を聞くと、結構小樽市は今アナログ的ですけども、もう少しICTとかを活用してやられているところとかもあって、5年ごとということですけども、もう少しそういう部分でも、先ほど中村吉宏委員への答弁でアンケート調査もスマートフォンで、商店街の方でしたか、されたということですが、もう少し方法がないのかなというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

アナログだということは確かに否めないのですけれども、何といいますか、5年ごとの時系列に乗った調査でございますので、基本的には調査項目等は大きく変えないで、前回踏襲と同じような手法で聞くということが基

礎になっておりますけれども、時代の流れに沿って、新たに今聞かなければならないこととかの項目はふやしていきたいと思いますが、WEBを使ったり、スマートフォンを使った手法を平成30年度で導入するというのは、難しいと思いますが、今後考えていきたいと思います。

○秋元委員

今年度ということではないのですけれども、いろいろと私も企業の方から提案を受けているものですから、結構観光地では、もう既にそういう方法でやられているというところもあるみたいですので。確かにその必要とする項目が平成25年度ですか、それ以前は20年度ですか、そういうことを考えると、やはりずっと同じ内容のものでいいのはそうなのでしょうけれども、いろいろな方法が考えられるのかなと。今後いろいろと私も勉強して、また提案させていただきたいと思いますので、よろしく願います。

◎高島漁港区の観光船事業について

次に、高島漁港の件です。先ほども質問がありましたけれども、まず今回聴聞に行って、何をしたのか、何をを行ったのか、内容は別として、どういう作業をされたのか伺いたいと思います。

○（産業港湾）管理課長

今回の聴聞についてなのですが、所管課で作成した案に基づきまして、今回高島地区袖護岸に船を係留させることについて、護岸の登録ですとか、係船環の設置、その他浮棧橋の設置とかについて、小樽市コンプライアンス委員会の御指摘を踏まえた中で、もう一度検証したところ、それが分区条例違反に当たるということでございましたので、それを是正するために、これらの許可を取り消すという通知を行うと。あわせて最終的に飲食物販と言われるものが、これも漁業者のためではないということでございますので、これも分区条例違反になるということでありますから、これは港湾法第40条の2に基づきまして、撤去、移転、改築、または用途の変更を命ずるという措置を、このいずれかを命ずるといふこと案として、聴聞に出させていただいたところです。

○秋元委員

市としてはこういう考えですよ、ということをお伝えしたということなのですね。

○（産業港湾）管理課長

法令違反に当たるということなので、こういう不利益処分を講じますということを相手に伝えたということです。

○秋元委員

通常、聴聞に要する期間というのは、どのぐらいなのですか。もしわかればお聞かせください。

○（産業港湾）管理課長

まず聴聞の開催に当たっては、最初に行政手続法と、小樽市行政手続条例第13条の規定に基づきまして、聴聞手続を行うのか、それとも弁明の機会を与えるべきかということの選択から始まってくるかと思います。今回は行政手続法で言いますと、許認可の取り消し処分ということでありますので、これについては聴聞を行うということからのスタートになります。その間、当然聴聞の実施の決定に当たっては、聴聞の期日及び場所、聴聞期日における審理の公開・非公開、次に主宰者の指名、聴聞通知書の案の作成ですとか、その通知の方法だとかを記載した起案を起こして、所管課の所属する部長までの決裁をいただくということが必要になってきます。これに要する日数についてはその事務の量によって変わってくるので、一概に何日とかということとは言えないのですけれども、まず聴聞通知をする日については、相手方に不利益処分を講ずるわけなので、相手方の防御権、自分たちを守る権利というのがございますので、それらに対して意見陳述ですとか、例えばそれに対する反論の弁明とか、そのことを整理する期間だとかを踏まえまして、通常は、開催する1週間とか10日前から、10日前までには通知しなければいけないということになっておりますので、大体長く見てそれで10日と。あと内容はケース・バイ・ケースで異なるかとは思いますが、通常であれば1日で開催して審理が終わって、そこで終結する場合がありますし、今回みたいにまだ確認しなければいけないということがあれば、引き続き聴聞続行というケースがございますので、

一概にどのぐらいの期間ということは、今お示しできない状況です。

○秋元委員

観光船事業者の現状というのはどういうふうになっていますか。

○（産業港湾）管理課長

観光船事業者の現状ということなのですが、最初に問題になりました高島地区袖護岸に係留された51フィートと言われる船については、現在も民間の施設に上架したままであると。残りの4隻の小型27フィートと呼んでいましたけれども、その船については、自己所有地の中にブルーシート等でまだ養生しているというふうに認識しております。あと、係船環の状況については、まだ現在も高島地区袖護岸にそのまま残っているという状況でございます。あとその他として、飲食物販と建築物については、営業の状況については、お客がたまたま入っていないだけなのかどうかわかりませんが、営業しているという形態は、そのときは見受けられなかったのかなというところであります。

○秋元委員

それで、営業しようと思えば、飲食物販店は現状行うことができるということではないのですよね。

○（産業港湾）管理課長

飲食物販に限って言えば、お客がいて、飲食物販としての店舗の準備が整っているのであれば、やろうと思えばできるかと思えます。

○秋元委員

現状で、実際制限されているものというのはいくつあるのですか。

○（産業港湾）管理課長

特に建物のことかと思うのですが、現状で何か法的な根拠に基づいて制限されているというものはございません。

○秋元委員

代表質問の中で、行政手続法第20条第6項及び小樽市行政手続条例第20条第6項の規定によるということで、答弁いただきましたけれども、意見陳述の機会が十分に与えられたかどうか審理するということなのですが、この十分というのはどういうことなのですか。

○（産業港湾）商業労政課長

聴聞は、繰り返しになるかもしれませんが、当事者との防御権を保障し、その権利、利益を保護するとともに、もって適正な処分の実施に資することを目的とするものであることを踏まえれば、聴聞の期日における審理を行ったものの1点目として、当事者等の希望する意見陳述等が尽くされていない場合、2点目として、主宰者が当事者等の主張に根拠があるかどうかについて報告書を作成する上で、いまだ聴聞の審理が不十分であると判断される場合、こういった場合にあっては、改めて聴聞の期日を定め、審理を続行する必要があると、こういったふうにさせていただきます。聴聞の審理の内容につきましては、触れること、お答えすることはできませんけれども、今申し上げたケースというのは、審理の過程において必要な検証事項が新たに見出され、これへの対応に一時を要するので、期日を一旦終了せざるを得ない場合、二つ目に当事者等の意見陳述等が十分尽くされないまま、予定時間が終了した場合。こういったことを念頭に置いた規定であるというふうに考えてございますので、聴聞の続行については、そういった趣旨を踏まえて判断するものと、そのように考えてございます。

○秋元委員

答弁の中にあつたのですが、当該不利益処分の原因となる事実、これについても審理するという話だったのですが、当該不利益処分の原因となる事実というのは、どういうことなのですか。

○（産業港湾）管理課長

不利益処分の原因となる事実とはということですが、これは所管課で、こういう分区条例違反になるという考えの下で、予定される不利益処分の内容として、お答えさせていただきますが、まず平成28年6月1日付で、運河護岸、物揚場護岸の登録は、一連の許可を取り消すといったものでございまして、先ほどから何回も答弁で申していますとおり、分区条例違反になって、その結果、港湾法第40条第1項の規定に違反するといったことが根拠でございます。

○秋元委員

当事者の主張に理由があるか、これも審理するということですが、理由とは何を指すのですか。

○（産業港湾）商業労政課長

聴聞の場では、いわゆる事実確認をすることになりますので、そういった事実確認をするに当たって、当事者の主張にそういった理由という根拠があるかどうかというのを確認することになりますので、そういった事実の確認をする上での根拠、こういったものを確認することになります。

○秋元委員

心配するのは、例えば不利益処分の原因、あと当事者の主張に理由があるか、ここなのですが、事業者もいろいろと市の指導に従ってこないという事実はあるのですが、事業者が市の許可に基づいてやってきたと言われたら、これ当事者の主張に理由がありますよね。また、不利益処分の原因というのは、市の許可、許認可が原因なのですよ、と言われたときにすごく心配なのは、市の責任というのは問われないのですか。確かに今行われている聴聞というのは、事業者に対して不利益処分をするということなのですが、その原因をつくったのが市であるという主張になった場合に、聴聞自体が成り立たなくなるのではないかなという気がするのですが、それはいかがですか。

○（産業港湾）管理課長

確かに今秋元委員が言われたとおり、今回の許認可については行政側が間違っただけの解釈だとか判断の結果、許可をしたことについて、分区条例違反に当たるということでございますので、やはりこれは確かに行政側にも責任があるかというふうには考えています。ただ、現在施設の状態については、現状をもって、あくまでも分区条例違反であるということも考えますと、やはりこれは是正しなければいけないということもありますので、それはそれで措置を取っていきたいというふうには考えています。

○秋元委員

そうなのですが、それで済むのですかという話なのですよ。やはりその不利益処分を科される事業者としては当然、それでうんとは言わないでしょうし、事業者としては市の許認可に基づいて淡々と、一部勝手に車道めに穴を開けたりしていましたが、それ以外は一応許可を取ってやってきたのですよね。そう考えるとやはり事業者には許認可ということを考えると、非はないのですよね。だからそのときに、不利益処分の原因が何だったのかというその原因は、私は市の許認可の判断だったと。事業者にしてみれば主張することは当然市が許可したからやってきたのだと言われた場合に、今、行っている不利益処分の根拠がなくなってしまうのではないかなと思うのですよね。確かに市としては、許認可を取り消さなければならないというのは、それはそうなのでしょうけれども、それはやはり時期が遅過ぎたのではないかなと。当然やっていただくのはもちろんそうなのですが、これからどういう判断になるのか、当然事業者の方、今、言われたように市としても解釈に間違いがあったということであれば、非常に市としても苦しい立場になるのではないかなというふうに思うのです。ぜひ市としての判断もこれまで各議員からも私からもとにかく早く処分をするなり、行政指導をするなり、法令にのっとってしっかり手続を行ってくださいということで、今やっていますけれども、非常に心配する部分がありますが、ぜひ市に不利益が及ばないようにお願いしたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時54分

再開 午後 5 時03分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

○小貫委員

日本共産党を代表し、陳情第11号「店舗リフォーム助成」条例制定方については、採択を主張して討論します。

老朽化が進む店舗設備の更新を助成することによって、域内での経済循環を図り、持続的な経営への転換を促すことにもつながります。願意妥当であり、採択を求め、討論とします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第11号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案第37号は可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

散会に先立ちまして、3月末をもって退職される説明員の方がおられますので、御紹介を申し上げ、一言御挨拶をいただきたいと思います。

(説明員挨拶)

○委員長

退職をされる皆様におかれましては、長年にわたり市政発展のために尽くしてこられた御努力に対して、改めて敬意を表するとともに、委員を代表して感謝を申し上げます。これからも、健康に十分留意され、ますます御活躍をされますことを心から御祈念申し上げる次第です。大変御苦労さまでございました。

本日は、これをもって散会いたします。